

中国人強制連行東京二次訴訟一審判決別冊

原告の主張

(東京地裁2003年3月11日判決より)

[→戦争・植民地被害者の被害事実—戦後補償裁判の記録から](#)

[→HOME](#)

第2 原告らの被害事実

1 原告李■■ 同劉■■、同辛■■の被害事実（被告古河機械金属株式会社関係）

(1) 拉致・監禁

ア 原告李■■(リ■■)

原告李■■(以下「李■■」という。)は、1923年3月3日生まれで、強制連行された当時22歳であった。李■■は、強制連行された当時、河北省徐水県遂城郷大次良村に、父母、兄、妹、そして妻及び本人の一家6人で居住していた。李■■は、列車の清掃業をして生計を立てていた。

李■■の家族は、列車清掃業をしていたが、父が日本軍から発砲され死亡したという知らせを受け、徐水に帰省したところ、日本兵に鉄道破壊の疑いをかけられ、趙■■という中国人と一緒に逮捕され連行された。

李■■は、徐水から保定に連行され、収容所において、八路軍の疑いをかけられ（実際は何もしていなかった。）、棍棒で殴られるなどの拷問を伴う取調べを受けた。中国人の中には、尋問の際、爪の中に針をさされたり、ピストルの筒の部分の部分を指の間に挟んで指をねじられたりという拷問を受け

た者もいた。その後、李■は、石門（現在の石家荘）の勞工訓練所に送られた。そこでは、取調べはなく、走ったり歩いたりという訓練を受ける毎日であった。そこから、李■は、列車で塘沽に移され、日本へ連行された。

イ 原告劉■（リュウ■）

原告劉■（以下「劉■」という。）は、1917年11月8日生まれて、強制連行された当時25歳で、劉■と名乗っていた。劉■は、強制連行された当時、河北省辛集市範家荘郷北大過村に、父母と妻及び本人の4人で居住しており、農業を営んでいた。

劉忠三は、1944年6月10日ころ、新城の畑を耕していたところ、突然日本軍がやって来て、銃剣でおどされ、後ろ手に縛り上げられ連行された。その際、同じ村から劉■も一緒に連行された。劉■は、劉■らとともに、新城から連行され辛集鎮（今の辛集市）石家荘に連行された。そこには80人くらいの中国人が集められていた。劉■らは、石家荘に2日間滞在したあと、汽車で北京豊台を経て塘沽に収容された。その間、4人1組にされ日本軍の監視の下、後ろ手に縛られたままであった。

石家荘では日本軍と傀儡中国人とが監視していたが、その収容所のまわりには堀があり、高圧電流が流された鉄条網が張り巡らされていた。そこでは取調べや訓練は一切なかったが、連行された中国人の中には何度も殴られた者もおり死傷者も出た。

ウ 原告辛■（シン■）

原告辛■（以下「辛■」という。）は、旧暦1924年7月7日生まれて、強制連行された当時、河北省辛集鎮猫営村に、父母、妻及び本人の4人で居住し、農業を営んでいた。

辛■は、日本軍と憲兵隊が村を通り掛かった際、人狩りと称した強制連行により5人の村人とともに逮捕された。辛■の場合は、辛集市の憲兵隊本部に連行される際に、迫撃砲の砲弾の運行も強要されている。辛■

■が連行された憲兵隊本部には、20人近くの中国人が集められていたが、辛■は、そこに10日間以上留め置かれ、その後、汽車で塘沽の収容所に移送され、さらに収容監禁された。

エ 劉■及び辛■らは、塘沽に1か月以上収容所に監禁されていたが、そこには約300人以上の中国人が収容され、予防接種をされた。塘沽の収容所からの逃亡は不可能であった。李■らが収容監禁されている間、逃げ出した中国人が2人いたが、すぐに捕まってしまった。収容所の食事は、トウモロコシの粉で作った粥を茶碗1杯分ずつ1日2回与えられ、ごくたまに野菜が付けられることもある程度であった。塘沽の収容所で布団と作業着を1組ずつ、靴も1足支給された。

(2) 事業場への連行

同原告らを乗せた清津丸は、1944年(昭和19年)10月に日本の下関に到着し、その後大阪に入港し、原告らは、体を消毒され、陸路3日間かけて栃木に向った。足尾鉍業所にいくことは、塘沽において古河機械金属の者2人が来て説明していた。清津丸は、貨物船で石炭と水を積んでいたが、軍隊の監視もなく比較的自由があったものの、ほとんどの者が船酔い状態で食欲もなく、また食事も粗末であったことから体力も消耗し逃亡することなど出来ない状態であった。実際、船の中で2人が死亡し、海に投げ捨てられたという話もある。

(3) 事業場での仕事の内容

同原告らは、栃木県足尾町の古河鉍業足尾鉍業所に連行され、収容された。被告古川鉍業作成の事業場報告書及び外務省報告書の第1部移入・配置及送還事情によれば、第1次移入人員は200名であるが、強度の栄養失調者25名が不合格にされ、さらに、乗船者175名の内、現地受入数は165名で既に10名が死亡している。また、第2次移入人員は101名であるが、強度の皮膚病と花柳病に害された19名が不合格とされ、乗船者82名の内、

現地受入数は81名で、1名が死亡している（第1次及び第2次の合計で11名の死亡、内、船中死亡者数6名）。上陸時受入状況は、「栄養失調に加え、疲労極度に募り、車中は殆ど半病人の如く意気頓に消沈しあり」という悲惨な状況にあった。しかしながら、原告らは、到着後1週間の休養を与えられただけで労働が開始された。連行された約300名の半数は国民党で、半数は民間人だった。それらを1つの中隊とし、それをさらに小隊に分けていた。劉■■■は、その第2中隊の第1小隊の隊長として配属された。1小隊は、20人から30人ほどであったが、劉■■■が責任者を勤めていた小隊は28人で構成されていた。原告らの労働内容は、銅鉱石を産出するため銅鉱に入りドリルなどを使い掘削し、掘削した土砂をトロッコで外に運び出す作業に従事していた。

(4) 事業場での住環境

中国人労働者が収容された宿舎は、木造の平屋建てで土間の上に板敷きであった。暖房などはなく、冬は寒さに震えていた。事業場報告書によれば、「ストーブ及び石炉が12月上旬から4月下旬」までとされ、燃料事情として「1ヶ月石炭6頓、木炭200㍺、薪300把、練炭200ヶ」と記載されているが、虚偽である。収容人数は、2班40人くらいが1部屋に収容されていた。広さは1人当たり1畳半くらいであった。宿舎の周りには、溝が掘られていた。そして、溝が掘られている部分以外には壁が張りめぐらされていた。門番は2人おり、中国人労働者を監視し、坑道に入る際にも監視されていた。警察署も近くにあり、栄養不良状態で体力も低下し、逃げるなど到底できなかった。警察からは警察官6名が派遣され、常駐していた。事業場報告書によれば、「職員3名、警備員10名、警察官巡查部長以下6名派遣」「官憲（警察署）・内務省の指示に従い生活管理を実施」と記載されており、職員、警備員、警察官らによる厳重な見張りや警備がなされていた。

与受領状況—終戦後総隊長の意に依り，各人必要なる金額を払戻し，総隊長を通じ受領せしむ。送還時一括して個人に払い戻す」との事実は全くない。

(6) 事業場における食事

中国人労働者の食事は，非常に粗末なもので何かの黒い粉で作ったマントウを与えられただけで，中国人労働者は，塩をおかずにして食べていた。1日に3回，1回当たり1個与えられただけであった。しかも，仕事を休むとそれさえ減らされるという状態におかれていた。日本人は，昼食のお弁当などを見ていると御飯とオカズを食べていたが，中国人労働者はマントウを食べていただけであり，味噌汁や漬け物さえ与えられなかった。ニンニクが極く稀に与えられた程度で，その他に野菜は全く支給されず，中国人労働者が日曜日毎に薪拾いに山に出かけたときに山菜を採ってきて食べるのがやっとであった。中国人労働者は，お腹が空くので，水を飲んで我慢していた。事業場報告書によれば，「受入時に小麦粉一日一人当たり七六七グラムを主食とした」とあるが，さらに就労期間ずっと「食糧事情，概要一日鮮人に比し，県指令に基づく配給量は絶対多量にして支給せられたる。日鮮重労働者は六〇〇グラムに対し，七六七グラム。支給状況—塩・米—華労のため特に増加配給せらる」とある。しかし，これが虚偽であることは計70名もの中国人労働者が栄養失調，胃腸カタル等で死亡していることから明らかである。酒などは全く支給されなかった。ビタミン剤や薬を与えられたことなどは一切なかった。

食事は極めて粗末なものであったことから，中国人労働者の栄養状態は極めて悪く，栄養失調に陥る者が多数続出した。下痢が続き体力が低下し死んでいくのである。劉■■■■と一緒に村から連行された劉■■■■は，栄養障害がもとで下痢が続き仕事ができなくなったとき，何ら治療されず放置され，さらに働けないからということで食事を減らされた。本来なら人が食べるようなものではないマントウを無理に食べて飢えを凌いでいたが，病気になり寝込

んでしまい働けなくなったときには、そのマントウさえ個数を減らされたのである。その結果、劉■■■は、劉■■■らが仕事に出ている間に死亡してしまった。劉■■■は、最後は顔をパンパンに腫らし死亡したという。

終戦後になり、初めて食事の量や質も良くなった。米や豆を食べることができるようになった。

(7) 事業場における衣服その他の衛生条件

衣服は、塘沽で支給されたもの以外には、地下足袋が1足支給され、作業服も1組新たに支給されたただけであった。それも綿の薄手のものであった。

風呂は2人くらいがやっと入れるものがあつたが、毎日の労働がきつく、皆疲労が蓄積しており、徐々に風呂に入る人数が少なくなつていった。

鉱山での労働は長時間かつ危険な作業であつたことから、事故が多発していた。劉■■■の怪我は、骨折には至らなかつたもののその治療は何らなされなかつた。また、診療所といつても医者はいなくて、そこでの治療は中国人労働者が担当者として赤チンを塗るだけのものであつた。事業場報告書によれば、「寮内に病室、治療室あり。右入室患者の巡回診療す。」などとの記載があるが、事実とは明らかに異なつている。

栄養失調で死亡することは珍しいものではなかつた。厳しく苛酷な労働のもと食事が極めて少量で粗悪なものであつたことから、栄養失調に陥るのが当たり前であつた。伝染病などの病気で死亡するのではなく、栄養失調により死亡したのである。栄養失調に陥つても、栄養剤はもとより薬も与えられず、医者の治療を受けることさえ許されていなかつた。

原告ら自身、何度も身近に死亡した者を目撃している。約300名が強制連行され、内104名が死亡している。足尾事業所は、中国人が強制連行された事業所においても極めて死亡率が高い事業所の1つであるといえる。

(8) 帰国

原告らは、終戦後、強制労働から解放され、帰国することができた。原告

らは、帰国に当たって衣服の支給を要求したが、結局支給されなかった。もちろん金銭が支給されていないのは、前記のとおりである。

原告らは、1945年11月、九州を経て中国は青島に送還され、そこから、各自が汽車又は徒歩で故郷に帰郷した。

2 原告李■、同李■、同郭■、同韓■、同侯■の被害事実（被告鉄建建設株式会社、西松建設株式会社、同株式会社間組関係）

(1) 拉致・監禁

ア 原告李■（リ■）

原告李■（以下「李■」という。）は、生年月日不詳、現在79歳である。

李■は、強制連行された当時、河北省易県紫荆関鎮東清源村に、父、叔父、妻、息子（当時9歳）の5人で居住し、現地で農業を営んでおり、また、八路軍から任命された村の幹部も務めていた。

1944年4月中旬ごろ、李■の村を数10名の中国人傀儡軍が包囲した。傀儡軍は、李■の家の門を足で蹴り開け、就寝中の李■を連行した。彼らは、李■が八路軍から任命された村の幹部だから連行されたのだと言っていた。

李■は、中国人傀儡軍に拘束された後、易県の食料局付近のある家の地下の貯蔵用の穴蔵に拘留され、その中に11日間いたあと、易県の警察局の監獄に護送された。李■は、そこで1か月ほど拘留された後、数10人の中国人と共に北京に護送された。李■は、汽車の中では銃を持った日本兵に護送され、逃げたくても逃げられず、後ろ手に縛られていた。北京収容所は平屋造りで、四方に鉄条網がめぐらされていた。ここでは、食事は毎食1個50gの蒸し餅（とうもろこしの粉と大豆の粉を混ぜて円錐形にして蒸した食品）を2個、これを1日2食与えられただけだった。その後、李■は、数10人の中国人とともに汽車で天津の塘沽に護送された。李■

は、捕まった日から脱走を考えて、その機会をねらっていたが、傀儡軍が常に見張っていたのでその機会がなかった。北京から塘沽までの列車での移動の間に脱走を図った者がいたが、日本人が彼を捉えて死ぬほど殴ったのを見たことがあったから、李■は失敗すれば殺されると思っていた。

李■に対して、日本人の通訳は、労工協会の世話で日本へ行って働くこと、毎日の賃金は6円で、仕事を終えて帰国してから払うことを告げたが、どこで何の仕事をするのかは告げられなかった。労工協会の人も就労契約も見たことがなかった。

イ 原告李■(リー■、日本で働かされていた時の名前は李■)

原告李■(以下「李■」という。)は、1918年10月3日生れで、強制連行された当時、河北省易県荆関郷三里鋪小新成に、妻及び息子が2人の4人で居住し、現地で農業を営んでおり、また、共産党の任命による村の青年主任も務めていた。

1944年4月中旬ごろ、李■の住んでいた村に、日本の1個連隊と中国人傀儡軍がやって来て6、7人の村の幹部と一緒に捕まった。李■は、山に隠れていたのだが、その日はたまたま墓参りのため村に下りてきていたので捕まってしまった。李■は、日本軍に拘束された後、紫荆関の日本軍の拠点に連れて行かれ、縛り上げられて、銃を出せと言われ、持っていないと言うと、丸太や革の鞭で叩かれ失神し、水をかけられ意識を取り戻した後、拷問を受けた。食事は毎日粟のお粥だけだった。李■は、20数日拘留されてから、易県の警察局の留置場に車で護送され、そこで20数日滞在した。その後、李■は、数10人の中国人と一緒に車で北京の南苑原29軍兵営まで護送された。ここには数百人の中国人が拘留されていたが、彼らは八路軍か、その幹部だった。ここでは始終監視がつき、行動の自由はなかった。部屋には藁のマットレスのみで、掛け布団などなく、また、食事は1日3食、1食1碗(50g前後)でおかずはなく、コーリャン

のご飯あるいは小豆のご飯だった。李■は、ここでは田植えの仕事をし、1か月あまり後に李■、郭■と一緒に天津の塘沽に護送された。

ウ 原告郭■(グオ■、日本で働かされていた時の名前は郭■)

原告郭■(以下「郭■」という。)は生年月日不詳、現在74歳であり、強制連行された当時、河北省易県荆関鎮高莊村に、両親、弟2人、兄、妹の7人で居住し、現地で農業を営んでいた。

1944年5月初旬ごろ、郭■が村で当番の見張りに立っていると、日本兵の一団と中国人傀儡軍がやって来て、郭■を捕まえた。日本兵は、郭■に仕事は何かと聞くので、郭■が、草刈りだと答えたら、顔を何度か殴られ、紫荆関の警察署まで連行された。郭■は、紫荆関の警察署に7日間拘禁された後、10数人の中国人と一緒に易県の警察局の監獄に移送され、そこで10数日拘禁された後、北京に汽車で護送された。車内では、日本兵が銃を持って見張っていた。郭■は、北京では、西苑にあるレンガ造りの2階建ての建物に閉じ込められた。建物の周りには電気の流れている鉄条網が張ってあって日本兵が見張りをしていた。ここで死んだ人もいたが、死因は分からない。郭■は、ここでは、毎日野菜を植える仕事をした。郭■は、その後、北京を離れて天津の塘沽に李■及び李■と共に連行された。

エ 原告韓■(ハン■、日本で働かされていた時の名前は韓■)

原告韓■(以下「韓■」という。)は、1918年6月6日生れで、強制連行された当時、河北省深県北安莊に、母、妻、弟2人、妹の6人で居住し、現地で農業を営んでおり、また、共産党村青年救国会主任も務めていた。

1944年3月ころのある夜11時か12時ころ、韓■の村を100人位の中国人傀儡軍が包囲し、村の西の紫小屋で韓■を捕まえ、縛り上げた。かねて韓■は、捜査の対象とされており、韓■の父は、その居場所を答えなかったために、日本軍に殺されていた。傀儡軍の中の日本兵

が「共産党の幹部は誰だ。」と聞くので、韓■■■■は、知らないと答えたら、火中に突き落とすなどの拷問を加えられた。韓■■■■は、村で拘束された日の夜、深県の町に護送され、ここでも、中国人の傀儡軍から拷問を受け、耳に電気を通されたり、棒で殴られ足を折られたり、顔にできたやけどのかさぶたを無理矢理はがされたり、水の中に頭を突っ込まれたりした。この時の拷問によって耳が不自由になるなど、韓■■■■は変わり果てた姿となった。韓■■■■は、ここで計6日間拷問を受けた後、衡水監獄に移され、手錠・首かせを付けられた。牢屋には1部屋に40数人が押し込められ、大変不潔で、手の爪くらいもあるトコジラミなどたくさんの虫がいた。韓■■■■の足の傷は化膿してたくさんの膿が流れ、匂いもきつく、うじ虫が湧いたが、治療してくれる人はいなかった。食事はとうもろこしを糊状にしたものだった。韓■■■■は、そこで7日を過ごす、今度は石家荘南兵營（収容所）に移された。その建物はレンガ造りで四方に電線が張ってあった。食事は、毎日コウリャン米を食べ、1食100～150g、小碗1杯だった。おかずはなかった。韓■■■■は、そこで1か月位を過ごし、その後、北京に移送され、そしてすぐに天津の塘沽に移送された。韓■■■■は、塘沽で半月ばかりを過ごしたが、条件は劣悪で、蚊、ノミ、うじ虫、トコジラミがあちこちにいた。建物の四方には電線があり、さらに銃を持った兵が見張りに立っていた。韓■■■■は、ある夜、トイレに行くすきを見て逃げ出したが、日本兵に発見され銃で撃たれた。銃弾は韓■■■■の右の二の腕を貫通し、出血がひどかったが、看守がたばこの吸い殻で傷口を塞いだらやっど止まった。ちゃんとした治療をしなかったもので、ひどく化膿し、韓■■■■には、今でも右腕をまっすぐ伸ばせない障害が残っている。

オ 原告侯■■■■(ボ-■■■■)

原告侯■■■■(以下「侯■■■■」という。)は、1922年10月5日生れで、強制連行された当時、河北省余県東緑村に、両親、兄弟3人、姉妹4

人の10人で居住し、当時軍人であり、八路軍129師団新4旅団第10連隊通信員を務めていた。

侯■は、日本軍に連行されるまでは八路軍129師団新4旅団第10連隊の通信班の班長をしていたが、1944年当時、負傷のため棗強県城流常の北にある村で療養をしていた。ある日、110名位の日本の傀儡軍が村を包囲し、侯■は当時軍服を着ていたので縛られて棗強県に送られた。侯■は、村で逮捕され棗強県に連行された後、すぐ衡水監獄に送られ、取調べを受け、素手で殴られたり、棍棒(直径6センチ、長さ2m)で殴られたりした。ここでは、大勢の人が木の箱のような部屋に閉じ込められた。侯■は、数日後、今度は石家荘の華北運糧廠に連行され、ここでは、レンガ造りの平屋に泊められた。その中には銃を持った兵隊が見張っていたので逃げられなかった。侯■は、その後、北京に連行されたが、鉄道が取り壊されていたので、徐水まで縛られたまま歩かされ、徐水から北京までは汽車で行った。侯■は、北京に着くと万寿寺の1つの坊の中に泊まった。食事は糠の入った米であった。侯■は、北京で尋問も拷問も受けなかったが、見張りがいたため行動の自由はなかった。侯■は、夏になってから天津の塘沽に移送された。

(2) 事業場への連行

ア 李■、李■及び郭■

同原告3名は、数日間塘沽に收容された後、1944年6月21日、日本の大きな貨物船(第6壽丸)に乗せられた。船倉には石炭が積まれていた。一緒に乗り込んだのは全部で300人余りであった。船の上では日本人の監督が見張っていた。食事は、毎食1個50g程度のとうもろこしやコーリャンなどの粉をこねて円錐形に丸め、蒸した食品だった。海洋の条件はとても悪く、船はひどく揺れるので、原告らは全く食欲がなく、食事をとってもすぐに吐いてしまうようなありさまだった。このような状態で

航海を続けた後、原告らの船は、同年6月24日、下関港に着いた。そこで、原告らは10人1グループにされ、体や顔に消毒液を吹き付けられ、また、衣類はせいろで蒸して消毒された。そして、原告らは、その後、下関から汽車に乗って、同年6月28日、新潟の被告西松信濃川工事事業所に到着した。

イ 韓■■■，侯■■■

同原告2名は、1944年8月2日、収容されていた塘沽から日本の貨物船に乗せられた。塘沽において空襲があったため、船には適切な飲料水が得られず、飲用に適さない不衛生な水を使ったので、多くの腸カタル患者を出していた。船では、韓英林は船底の部屋に入れられたが、侯■■■は船倉に鉱石の積んである船だったので甲板にいた。船上には銃を持った日本人が監視していて、とても逃げられるような状態ではなかった。食事は、糠入りの米飯が出たが、船の揺れが激しいため誰も食べられず、口にしてもすぐに吐いてしまうような状態であった。このようにして原告らは、同年8月8日、下関に着いた。原告らは、そこで体の消毒と衣類の消毒を行った後、すぐ企業側の担当者に汽車に乗せられ、同年8月12日、被告西松信濃川工事事業所に到着した。何人かが腸を壊したまま到着し、適切な治療も受けずに死んだ。

(3) 事業場での仕事の内容

ア 被告西松信濃川事業場

中国人労働者は、2つの中隊と1つの大隊とに分かれ、中隊の下にはさらに小隊があり、その小隊がそれぞれ10人1班に分かれていた。労働内容は、主につるはしとスコップでトンネルや川を掘り、手押し車やトロッコで土を運び、堤防を作ることであった。その他、水力発電の基礎工事、雑役などもあり、仕事は2班交代制で、日が昇ると作業を始め、日が暮れると作業を止め、毎日12時間も労働していた。12時間の労働が終わる

と、また、他の班が交代で労働をしていた。作業中、指図をする班長や隊長は中国人で、監督は日本人だった。

韓■■■は、塘沽で右腕に負傷し、これを使うことができなかつたので、作業員のために湯を沸かしこれを運ぶ仕事が割り当てられた。

イ 被告間組御岳事業場

冬になって、被告西松信濃川事業所の作業が降雪によって中断したため、中国人労働者は、1945年1月末、他の171名の労働者とともに長野県にある被告間組御岳事業所に、軍の監視の下に列車で移送された。移送に際し、病気を押しつけて無理に移動したため、数名の中国人労働者が死んだ。

被告間組御岳事業所では、日本人の監視員が常に労働者が逃亡しないように監視していた。それでも逃げ出した者もいたが、結局逃げても食べ物になかつたので再び日本人に捕まるだけであつた。中には、山の上に逃げたにもかかわらず飢えと寒さに苛まれ、自ら帰って来た者さえいた。

被告間組御岳事業所は、水力発電のためのダム建設を行っていたものである。中国人労働者は、ダム建設のための砂利採取・運搬、トンネル工事、一般雑役に従事し、主にはトラックで土石運搬を行った。郭真は、仕事の中に右手人差し指を切断する事故に遭遇したが、医師の治療を受けることはできず、他の労働者に布を巻いてもらっただけで、仕事を休むことはしなかつた。休むと、おにぎりが毎食1個に減らされるからである。作業所では3か所に現地編成部隊(軍隊式にそう呼んでいた)を分宿させ、各中隊を3個の小隊に区分し、1個小隊40～50名を日本人作業分割担当配下に所属させ、小隊長中隊長がこれを掌握していた。労働時間は1日8時間から9時間であつた。

ウ 被告間組戸寿事業場

原告らのうち、李■■■、李■■■、郭■■■は、1945年6月12日に被告間組御岳事業所から岐阜県にある被告間組戸寿事業所に移動させられた。

被告間組戸寿事業所の労働者は、全て被告間組御岳事業所からの移動であったので、特別な訓練は行わず、作業も御岳事業所とほぼ同じであった。具体的には、鉄鉱石採取のための土壌の採掘・樹木の伐採・地ならしなどを行った。中国人労働者は、主に穴を掘っていたが、これはトンネルではなく、武器・弾薬を入れる防空壕であると言われた。

(4) 事業場での住環境

ア 被告西松信濃川事業場

中国人労働者の宿舎は、バラック建ての長く広い建物で、南北に立っていた。大きさは、約5.8m×32.7m(57.6坪)の建物が一棟であった。その部屋の中で、中国人労働者は、何100人も頭と頭をつきあわせて雑魚寝をしていた。部屋は、木の板上に筵と布団が敷いてあったが、暖房はなかった。寝床の筵をめくるとノミとブヨがいっぱいで、布団はノミの糞だらけで表面の色もよくわからなくなっていた。また、風呂はあるにはあったが、1か月に1度も入れなかった。

建物の周囲には、塀が張りめぐらされ、電流の通った鉄条網が張ってあった。また、事業場でも警察官が監督をしていたため到底逃亡することなどかなわなかった。

イ 被告間組御岳事業場

中国人労働者の宿舎は、1棟約7.2m×21.8mでありそれが内部で2つに仕切られていた。そして、それぞれに約70名ずつが収容された。暖房器具として、1部屋に3つの火が起こされていたが、少し離れたところではとても寒かった。また、風呂の設備はなく、1度も入ったことはなかった。

ウ 被告間組戸寿事業場

中国人労働者の宿舎は、戦時であったため建物は仮建築宿舎であり、木造2階建て3棟150坪のバラック建てのような粗末なものであり、1人

当たり約1畳の生活面積であった。雨が降ると雨漏りがひどく、建物の中にも濡れてしまうような有様であった。また、病室や便所が別になっていたという事実はない。中国人労働者は、山の中に穴を掘ったところで用を足した。中国人労働者は、入浴も一度もしたことはなかったが、終戦後は風呂に入れるようになった。

(5) 事業場での労働条件

ア 被告西松信濃川事業場

中国人労働者の作業中、中国人労働者がさぼったり怠けていると思われたとき、日本人か朝鮮人の監督は、中国人の隊長を呼んで殴らせた。隊員は番号を付けられ、名前ではなく番号で呼ばれた。

原告らは、強制連行の当初から終戦後送還されるまで、一度も賃金を受取ったことはなかった。ただし、郭■は、北京に収容されていた時、毎日5元、1か月で150元くれるという話を聞いたことがある。しかし、賃金台帳とか個人名義の預金通帳などを見たことも聞いたこともなかった。

イ 被告間組御岳事業場

中国人労働者は、日本人と朝鮮人の監督によって監督されていたが、仕事が遅いと棒で殴られた。警察官が監視をしており、到底逃げられるような状況ではなかったため、逃亡はほとんどなかった。

原告らは、前記のとおり、終戦後送還されるまで一度も賃金を受取ったことはなかった。各個人別の貯金帳を渡されたことはもとより、貯金帳が作成されたことを聞いたこともないし、見せられたこともない。原告らは、賃金が「組において保管」されているなどということは、誰からも言われたことがなく、全く知らなかった。したがって、原告らは、一度も自分の貯金を閲覧したことはなかった。また、原告らが煙草代として金員を受取ったこともなく、煙草は1人1包みの煙草の葉を配給されて吸っていた。また、原告らは、終戦後も「積立てられた賃金」を受取ったことなどない。

日本の敗戦後は、日本人の監督は消えてしまい、全く新しい人が来たが、中国人労働者は帰国したい一心で、賃金についてはあまり関心がなかった。原告らは、とりたてて賃金を請求することなどはしなかった。また原告らは、中国人の隊長らが日本に対して賃金を要求したとか、支給を受けたとかいうことは全く聞いたことがなかった。

朝鮮人の労働者もいたが、仕事は中国人よりは軽いものであった。

ウ 被告間組戸寿事業場

労働時間は、午前7時から午後5時までで休憩1時間を含む1日9時間であり、3交代制であった。被告間組戸寿事業所においても、新潟、御岳と同じく数名の警察官が常に監視し、逃亡しないように見張っており行動の自由は認められていなかった。

前記のように、原告らは、賃金を支給されたことはないし、賃金台帳とか、個人名義の預金通帳などについては、その存在を見たことも聞いたこともなかった。

(6) 事業場における食事

ア 被告西松信濃川事業場

中国人労働者の食事は、糠の混じった米及び黒い粉でつくったマントウ(パン)であった。黒いマントウが1食につき1個、1日3食で計3個配られたことになる。中国人労働者は、これを大きな桶に入れて現場で食べ、食べ終わると作業を始めた。食事のための特別な休憩時間は設けられなかった。中国人労働者は、この程度の食事では到底足りず、いつもひもじい思いをし、日本にいる間の最もつらい思い出となった。

イ 被告間組御岳事業場

中国人労働者の食事は、糠の入った米と小麦粉の小さなおにぎり2つを1日3回支給されただけであり、中国人労働者は、いつも腹を空かせていた。肉、野菜とも出されたことはなかった。調理は、労働者100名中約

6名の専任炊事班員(班長1名)を選び、調理をさせた。

ウ 被告間組戸寿事業場

中国人労働者の食事は、あまりに劣悪かつ少量でありいつも空腹でひもじい思いをしていた。ただ、終戦後は腹一杯食べられるようになり、牛肉の塊をもらったり、肉類の缶詰を支給されたこともある。中国人労働者は、酒も終戦後の解放前は一度も飲んだことはなかった。まともな食べ物もないのに酒など支給されるはずもない。送還時にも特別な食料を支給されたことはなく、乾パンをもらったこともない。

(7) 事業場における衣服その他の衛生条件

ア 被告西松信濃川事業場

中国人労働者の衣服は、北京で收容されていた時に配給された黒色作業服上下と白いワイシャツが1枚あり、さらに新潟で半袖上衣とズボンが中国人労働者に支給され、また、雨の日の作業には蓑が支給された。新潟は雨が多く、中国人労働者の中には、寒くてたまらないときには、セメントの紙の袋を探してきて穴を開け足に巻いたり、ボロ布を服につき当てたりしてして寒さをしのぐ者もいた。

このように中国人労働者の衣食住の環境は劣悪であり、かつ、毎日の苛烈な労働のため、多くの労働者が体を壊した。死因は様々であるが、被告西松信濃川事業所内で182人中11名が死亡した。その内訳は、川への転落死、脳膜炎、感冒による死亡者がそれぞれ1名ずつ、赤痢、肺炎によるものが2名ずつ、大腸カタルが4名である。また、労働者は死亡しないまでも、劣悪な生活条件が原因となる疾病に悩まされる者が多かった。特に、宿舎が不潔であったため、たくさんの者が疥癬にかかって体中かゆがっていた。しかし、薬は支給されず、労働者は、血が出るまで体をかきむしった。このほか公傷者は2名であり、いずれもトロッコから土砂をおろした反動で足を怪我したものであった。

イ 被告間組御岳事業場

中国人労働者の衣服は、日本上陸後は新潟県で1回だけ支給されただけで、その後支給はなく、また、補修用布・糸の支給もなかった。よって、衣服が破れた時には、日本入の監督から針と糸を貸してもらい修繕するしかなかった。寝具は藁布団しかなかったので、冬期はとても寒く、膝や腰を痛める者も続出した。

中国人労働者の内、多くの者が、劣悪な生活条件による病気などで死んだ。中国人労働者が死亡すると、他の中国人労働者が、死体をおかついで日本人の警察官の指示されたところまで運んで火葬にし、その遺骨を木の箱に入れて部屋の片隅に置いた。中国人労働者の内、郭■は帰国の際数10人分の遺骨を持ち帰り、天津で海に撒いて葬った。また、中国人労働者が体調を崩して作業を休むと、警察官が来て中国人の監督と一緒に働けと命じ殴り付けた。そのような厳しい労働環境に耐え切れず、川に身を投げて自殺する者もいた。また、冬期の作業場はとても寒さが厳しかったので凍死する者もいた。被告間組御岳事業所の死亡者の内訳は、第1次強制連行者370名中74名、第2次182名中13名、そして中国人労働者を含む第3次171名中5名である。死亡者の70%は大腸カタル、20%は結核に起因した死亡であり、他にトラコーマ、肺炎、溺死、胃潰瘍、結核、腹膜炎、腸炎、老衰、狭心症、胸膜炎、脊椎炎、膿胸、盲腸炎、尿毒症、心臓麻痺、栄養失調、自殺などがあつた。

このように、被告間組御岳事業所、特に第1次の強制連行者の中から大量の死亡者が発生したのは、後に外務省囑託として調査にあつた石谷修三作成の華人労務者調査報告覚書によれば、以下の理由による。① 400名という募集人員を満たすため、塘沽内の浮浪者など劣弱者までかき集め、健康診断などもせず、単に予防接種をしたのみであつた。② そのため、移入時に既に慢性疾患にかかっている者も多かつたが、移入状況が悪

条件のもとに行われたため、移入後短期間で多くの死亡者が出た。③ 1945年2月ないし4月は、ちょうど野菜類が払底した時期であり、労働者は深刻な栄養不足に陥った。④ それに加え、被告間組御岳事業所は、1月の平均気温が零下8度、2月が零下6度、3月が摂氏2度という大変厳しい気候条件であり、かつ、地下足袋不足のため草履で作業をし、防寒服の支給もなかったため、栄養不足と苛烈な寒さの相乗効果で多数の死者を出したのである。

次に、被告間組御岳事業所の公傷病者は16名おり、原因は、砂利採取中の不可抗力(打撲症全治1か月)、トロッコ接触・衝突(擦過傷全治1か月、打撲症全治20日、捻挫全治20日、1か月)、索道落下(骨折全治1か月)、木材の挟撃・脱線(切創全治20日が2件、1か月1件)、岩石崩落(骨折全治20日)、肩運搬途中捻挫(全治15日)、凍傷(全治15日)、過失による切創(全治20日)であった。

ウ 被告間組戸寿事業場

中国人労働者は、衣服については、特別に被告間組戸寿事業所に移ってから足袋や衣服一式等を支給されたことはなく、寝具については、布団を2人につき1枚支給されたが、毛布の支給はなかったので寒くて仕方がなかった。

前記のように、中国人労働者の衣食住の環境は劣悪であったため、死傷者や病者が頻発したが、事業所には病室はなく、医師もいなかった。

被告間組戸寿事業所においては、死亡者は4名、原因は、老衰、脚気、大腸カタル、肺浸潤である。公傷者は明確ではないが、事業所報告書には「失明セル2名」との記載がある。

(8) 帰国

ア 李■、李■、郭■

同原告らは、被告間組戸寿事業所で終戦を迎えた。同原告らは、194

5年8月15日から同年11月に帰国のため下関に移動するまでの間は、仕事をする必要もないので、何もすることなく過ごし、金員の支給がなかったため、出発時に町に出て買物をしたこともない。同原告らは、同年12月1日午後、長崎県南風崎からアメリカ軍の上陸用船舶に乗って塘沽に向かって出国し、5日5夜で無事到着した。その際にはウールの服上下が支給された。

なお、被告間組は、労働者の送還に際して、戸寿事業場から長崎まで、同事業所の職員を労働者の世話係として帯同させた。

イ 侯■■■■，韓■■■■

同原告らは、被告間組御岳事業所で終戦を迎えた。同原告らは、長野県内から特別列車に乗り、1945年11月29日夜佐世保港に到着し、軍施設に収容の上、翌朝アメリカの軍艦に乗船を開始し、その後5日間かけて天津の塘沽に無事到着した。なお、被告間組は御岳事業場から長崎県佐世保港まで事業所の職員を帯同させ、労働者の世話に当たらせた。

3 原告齋■■■■（子■■■■）の被害事実（被告宇部興産株式会社関係）

(1) 拉致・監禁

原告齋■■■■（以下「齋■■■■」という。）は、1924年11月29日生まれで、強制連行された当時、河北省晋県北白水村に、両親及び兄2人と4人で居住し、農業に従事していたが、同時に八路軍遊撃隊員でもあった。

齋■■■■は、1944年春、八路軍決死隊隊員として、王■■■■と共に、河北省晋県東宿村で見張り番をしていたところ、突然、1中隊の中国人の傀儡軍兵士に包囲され、王■■■■は逃げたものの、その場で拘束されてしまった。

齋■■■■は、そこから直ちに小樵の日本軍拠点に連行され、その後、晋城の日本軍拠点に連行された。齋■■■■は、晋城において、20数日間にわたり収監されたが、そこには齋■■■■と同じように中国人10数人が収監されていた。そこでの食事は、トウモロコシ粉やコーリャン粉等を練って円錐形にして蒸

したものが1日1回ないしは2回支給されるだけのものであり、かろうじて餓死しない程度のものであった。その後、収監されていた10数人の内から齋■■■を含む5、6人が選抜されて、辛集の日本軍拠点に連行された。辛集の日本軍拠点は、3、4階建てくらいの高さの大きな丸い建物のようなトーチカで、齋■■■は、そこに5日間収監された。齋■■■が収監された場所は、1日中太陽の光も当たらず、何も見えないところであり、齋■■■は、毎日午前9時に、日の当たる場所に出されたが、その時だけ日本兵の監視の下でトイレに行けるといような状態であった。次に、齋■■■らは、縛られたまま汽車に乗せられ、銃を持った日本兵に護送されて石家庄に連行された。連行された中国人全員が南兵營に収監されたが、その人数は1000人近くになっていた。齋■■■らは南兵營に約2か月収監されたが、南兵營の建物は、天井が板で、壁と床が煉瓦でできており、さらに、周囲は電流を通じた鉄条網で囲まれている上、日本兵が見張りに立っていた。齋■■■らは、石家庄にいた約2か月の間、毎日労働させられた。食事は、毎日3回のコーリャン米で、1回につき100ないし150gであったが、労働実態や住環境が劣悪なため、毎日のように死亡する者が続出し、毎日トラックで死体が運ばれていた。死亡した者の中には、逃亡しようとして捕まり撲殺された者が数多く含まれている。当時日本兵は気に入らないことがあるとよく殴り、時には相手が死ぬまで殴ることもあった。さらに、齋■■■らは、石家庄から汽車で塘沽に連行されたが、そこでは外側に鉄条網があり、日本兵の見張りがある監獄に収監された。

(2) 事業場への連行

齋■■■は、1944年9月16日、日本に移送すべく塘沽から第2弓張丸に乗船させられた。乗船に際して身体検査が行われ、被告宇部興産に不適當と思われる者が除外されたため、結局、齋■■■を含む291名が連行された。同船は、同月25日、門司港に到着したが、上陸した中国人は、286名で

あり、船中において5名が死亡した。その後、被告宇部興産は、同日中に、齋■ら286名を沖ノ山鉱業所に受け入れた。

(3) 事業場での仕事の内容

被告宇部興産は、1944年10月8日から1945年8月20日までの間、齋四徳らを沖ノ山炭鉱業所において採炭等の作業に従事させた。齋■■らが送還されたのは、1945年11月22日である。

中国人労働者は、沖ノ山炭鉱業所の本坑中5段右6号及び左8号並びに旧坑において採炭、仕繰、掘進の作業に従事させられた。

(4) 事業場での住環境

中国人労働者が収容されたのはバラックであるが、そのバラックには10数人が収容されていた。バラックの内部は、床板が敷かれただけであり、暖を取るためのストーブなど一切なかった。そのような中で、中国人労働者は、1つの木のオンドルに藁布団が敷かれたところで2人が一緒になって眠らざるを得なかった。

この点、事業場報告書においては、「宿舎は内地一般鉱員社宅上級の部を取入れ改造したるに付設備その他の点に関し不備の点なし」とされているが、実態とは乖離している。また、暖房として「カンテキ及びストーブ」を設置したなどとの記載があるが、その具体的な設置数や場所等の設置状況は明らかではなく、仮にこれら暖房器具がどこかに設置されていたにしても、実際に、中国人労働者が暖をとることができたかははなはだ疑わしい。

また、炭鉱で就労していたため、風呂や洗濯する場所はあったものの、それ以外の施設は一切なかった。

(5) 事業場での労働条件

労働形態は、昼と夜の2交代制で10時間労働であり、休日は一切なく、中国人労働者は、毎日毎日炭鉱での12時間もの長時間に及ぶ過酷な労働を強いられていた。この点、事業場報告書においては、作業形態は原則3交代

制とされ、「労務時間 8 時間を原則とするも作業の関係上幾分の長短あり」、
「作業日数は 10 日毎の公休日を除き 1 ヶ月 27 日乃至 28 日とす」との記
載があるが、これらは齋■■■の実体験とは全く異なっている。

炭鉱においては事故が頻発し、炭車との激突による死者 1 名の他、落盤に
より右足指切断の傷害を負った者 1 名、その他の重傷者 15 名を含む 53 名
が骨折、打撲などの傷害を負っている。齋■■■も右足にけがをしている。

齋■■■は、その拘束の経緯や被告宇部興産との契約を一切していなかった
状況から、賃金を受け取れることを期待してもいなかったし、実際に賃金が支
給されることもなかった。この点につき、事業場報告書の「金銭は月一回賃
金の六五パーセントを貯金とし残額より税金を差し引きたる額を寮において
警察官、労工協会駐在所長華労側隊長或いはその代理者立ち会いの基に各一
人毎に捺印せしめ明細書と共に交付す」との記載は虚偽である。

(6) 事業場における食事

中国人労働者の食事は、1 日 3 食であったが、そのほとんどは約 100 g
程度のお粥 1 杯だけであり、それさえ満腹にはほど遠いものであった。ごく
まれに魚が出されることや、場合によっては米と大豆かすを混ぜたものが支
給されるなどしているが、せいぜい副食は油の入っていない古い白菜だけで
あった。ましてや酒が支給されることなど全くなく、中国人労働者は、空腹
のまま過酷な労働に従事せしめられたのである。この点、事業場報告書によ
れば、「食料に関しても優遇の意味と健康回復の主旨に基づき特に警察当局
の特別なる計らいにより日本中何処にも見ざる程の増食をなし得たり」「食
料は一人一ヶ月 25 匁（キログラム）にして健康保持及び作業上必要量と認
む」「主食は着山以来昭和二十三年三月三十一日迄は小麦粉にして同年四月
一日より送還までは内地一般配給割合以外に華労の嗜好を考慮し警察官署及
び関係官署の応援を得て極力入手す」との記載があり、あたかも日本人労働
者よりも中国人労働者を優遇していたかのごとくであるが、齋■■■の実体験

とは甚だしく異なった記載である。

実際は、上記のとおり粗末な食事しか支給されないまま重労働に従事させられていたのであり、その結果、沖の山炭坑鉱業所に連行された者計286名の内、32.5%にのぼる93名が死亡し、その内、92%強の86名が慢性腸炎兼栄養失調症により死亡しているのであり、栄養失調により失明した者も2名いることが明らかとなっている。

(7) 事業場における衣服その他の衛生条件

被服の支給状況としては、中国において黒い作業着1着を支給されただけであったし、鉱業所で支給されたのは1足の靴だけであり、しかも、それは足の親指が出てしまうような粗末なゴム靴であった。その後、鉱業所において衣服が支給されることは一切なかった。この点、事業場報告書によれば、

「被服は作業衣以外は入手困難なるに付警察官署の斡旋に依り日鮮人以上の支給を受く」とされ、附表五「被服支給状況」には作業着2、地下足袋6、帽子2、手袋、靴4、冬服2、夏服2、外套などの記載があるが、齋■■■■の実体験とは異なるものである。そのため、中国人労働者は、拘束されていた約20か月にも及ぶ長期間にわたり、夏も冬も、就労中も食事中も就寝中も、わずか1着の衣服で過ごさざるを得なかったものである。上記のとおりストーブもない中、冬でもパンツで生活せざるを得ないという有様だった。中国人労働者は、かかる劣悪な環境の中で過酷な労働を強いられたため、そのほとんどが全身に浮腫を生じさせた。

前記のとおり、被告宇部興産が沖ノ山炭坑鉱業所に受け入れた中国人は286名であるが、この内、32.5%にのぼる93名が死亡している。死亡原因は、慢性腸炎兼栄養失調症による者が圧倒的に多く、92%強の86名に上り、その食糧事情をはじめとする環境の劣悪さを物語っている。また、その他の死因として、気管支性肺炎による者が3名、急性腸炎による者が1名、蜂窩織炎による者が1名、事故死1名、自殺1名である。このように劣

悪な環境の下、多数の栄養失調による死亡者を出したものであるが、被告は、事業場報告書の記載に基づき、栄養失調による死亡者の内、約9割の者が鉱山到着後3か月以内に死亡したことを捉えて、これらの死亡の原因が事業場における劣悪な労働条件や環境等にあるというよりも、およそ死亡の原因は供出時に既に存在したものであり、懸命な治療を行っても健康状態が極度に悪化しており、いかんともしがたいものであったと主張する。しかし、反面、死亡の時期が3か月以内という比較的早期であることは、それだけ事業場における食糧事情等の環境の劣悪さの程度が著しかったことを示すものともいえるし、既に栄養状態の悪い中国人労働者に対し、十分な栄養や休養を与えたり治療を施したりせずに健康の回復を待たずに過酷な労働に従事させたことを示すものともいえるのであって、いかんともしがたいものであったという被告の主張には無理がある。

確かに、中国人労働者は中国人医師らによる診察を受けているが、労働安全衛生に必要な定期的な健康診断もなく、予防注射が実施されることもなかった。そのため、前記の通りの多大な死傷者を発生させ、これを食い止めることもできなかつたのである。

(8) 帰国

齋■■■らは、終戦を事業場において迎えたものであるが、前記の通り、終戦後である1945年8月20日まで就労されられた上、その後も、事業場に收容されたままであり、終戦から3か月以上も経った同年11月24日に至り、ようやく山口地区進駐軍の指揮に基づき送還されることとなり、同日、博多港から乗船し、同月30日、塘沽に到着している。なお、送還に際しては、被告宇部興産から職員7名が同道している。

4 原告陳■■■ 同張■■■，同吳■■■，同陳■■■ 同劉■■■，同寶■■■，同王■■■ ■■■の被害事実（被告同和鉱業株式会社関係）

(1) 拉致・監禁

被告同和鉱業は、そもそも強制連行の事実自体がなかったと主張するが、終戦後連合側への弁明のために作成されたいわゆる外務省報告書の中にも行政供出を半強制的に実施したとする記載があり、いわゆる事業場報告書にも「華労の募集（狩り集め）」といった記述があることから、中国人労務者の供出が強制連行という中国人労務者の意思を無視して行われた強制的なものであったことは明らかである。そして、陳■■■■本人尋問の結果及び中国人労働者聴取書からすれば、以下のとおり、被告同和鉱業小坂鉱業所で働かされることとなった中国人労働者も、本人の意思を無視した強制的な形で拉致されたことが明らかである。

ア 拉致前の原告らの状況

(ア) 原告陳■■■■(チェン■■■■) 日本においては陳■■■■)

原告陳■■■■(以下「陳■■■■」という。)は、1928年(辰年)生まれ(月日は不詳)であり、強制連行された当時の年齢は、15歳であった。陳■■■■は、強制連行された当時、河北省豊潤県韓城鎮東欽坨郷東二村に、祖父、祖母、父、母、妹(3人)の家族と居住し、農業に従事していた。

(イ) 原告張■■■■(ジャン■■■■)

原告張■■■■(以下「張■■■■」という。)は、1926年2月24日生まれで、強制連行された当時の年齢は、18歳であった。

張■■■■は、強制連行された当時、河北省豊潤県韓城鎮劉各莊村に、父、母、弟(1人)、姉(1人)、妹(2人)の家族と居住し、農業に従事していた。

(ウ) 原告呉■■■■(ウー■■■■)

原告呉■■■■(以下「呉■■■■」という。)は、1923年4月5日生まれで、強制連行された当時の年齢は、21歳前後であった。

呉■■■■は、強制連行された当時、河北省豊潤県韓城鎮南関村に、父、兄の家族と居住し、廃品回収業に従事していた。

(エ) 原告陳■ (チェン■ 日本においては陳■)

原告陳■ (以下「陳■」という。) は、1919年8月21日生まれで、強制連行された当時の年齢は、25歳であった。

陳■ は、強制連行された当時、河北省豊潤県韓城鎮袁家荘に、父、母、妹、弟(2人)の家族と居住し、農業に従事していた。

(オ) 原告劉■ (リュウ■)

原告劉■ (以下「劉■」という。) は、1924年生まれで、強制連行された当時の年齢は、20歳前後であった。

劉■ は、強制連行された当時も、また現在も、河北省豊潤県韓城鎮劉各荘村において農業に従事しており、父、妻の家族と居住していた。

(カ) 原告竇■ (ドウ■, 日本においては董■)

原告竇■ (以下「竇■」という。) は、1923年生まれで、強制連行された当時の年齢は、21歳であった。

竇■ は、強制連行された当時も、また現在も、河北省豊潤県■
■において農業に従事しており、祖父、祖母、父、母、兄弟(3人)及び妻の家族と居住していた。

(キ) 原告王■ (ワン■ 日本においては王■)

原告王■ (以下「王■」という。) は、1927年12月25日生まれで、連行された当時の年齢は17歳であった。

王■ は、強制連行された当時、河北省豊潤県韓城鎮東嶽坨郷東二村に、父、母、兄弟、妹の家族と居住し、農業に従事していた。

イ 拘束

日本軍、当時中国において「日偽軍」と呼ばれていた国民党の軍隊の一部、日本の傀儡政府の警察官等数百人が、1944年旧暦10月28日、突如、中国人労働者を拘束し、唐山へ連行した。

陳■, 張■, 陳■, 劉■, 王■ は、河北省豊潤県韓城鎮の韓

城小学校前の広場で開かれていた市に来ていたところを拘束された。呉■■■は、河北省豊潤県韓城鎮の南関村の自宅で、竇■■■は、韓城鎮の市にでかける途中でそれぞれ拘束された。日本軍、「日偽軍」らの数百人は、突如、市に集まっている人々を包囲し、銃を突き付けて拘束した。彼らは、老人、子ども、女性を解放し、年若い男を集めて4人ひと繋ぎにし唐山へ連行した。原告らは、連行する理由や行き先について何ら知らされなかった。王■■■は、収容されたとき銃声を聞いたので、怖くて逃げ出せる状況になかった。連行の途中も、日本軍らは、原告らを銃で威圧し、逃げられないように監視していたが、このような状態であっても、途中、逃げた者が何人かいた。

ウ 唐山の留置場

唐山の留置所に連行された原告らは、日本兵から「八路軍ではないのか」と尋問を受け、「答えないと胡椒水を飲ませる。電流を使って拷問する」と脅された他、電気いすにかけられる、日本兵により洋犬に噛みつかれるなどの拷問を受け、用便は監禁された屋内に垂れ流しにさせられるといった不衛生な状態であった。留置所での食事は、1日2食で、毎食小さな椀に盛られた豆餅(豆かすを円盤状に固めたもの)とトウモロコシのかすであったが、量が約100gと少ないだけでなく、カビが生えたりしており、苦く、とても食べられるようなものではなかった。当時は豚の餌に使われていたものである。

エ 塘沽の収容所

中国人労働者は、唐山の留置所に7日間監禁されて、その後、繋がれて汽車に乗せられ、塘沽へ連れて行かれた。塘沽で中国人労働者が監禁された場所は、冷凍工場であった。冷凍工場には建物が数棟あり、1つの建物には1000人位が収容できた。建物の中の各部屋では、中国人が棒を持って監視しており、建物の周囲には電流の通った鉄条網が張りめぐらされ、

監視塔もあって、日本兵が銃剣を装備して見張っていた。監禁された者の中には、逃亡を試みる者もいた。陳■■■■は、逃亡した者が捕まって日本兵に絞め殺されたところを目撃している。

ここでの食事も、1日2食、1食につきドングリや大豆、トウモロコシの粉を蒸したようなものを1個(約500g程度)であった。食事の際に水は与えられなかったので、凍った小便を飲む者もいた。中国人労働者は、部屋から1歩も出られず、大小便も垂れ流しだったので大変不衛生であり、1部屋に何人も詰め込まれたので重なり合うように寝なければならず圧死する者すら出た。このようなひどい食糧状況と衛生環境のため、病死する者も多く、死体は窓の外に投げ捨てられた。

塘沽の収容所では、圧死するほどの収容状況、ほとんど水が支給されないといった被害事実のほか、「目を開けてはいけない」「動いてはいけない」「みだりに用便してはいけない」という規則があり、その規則を犯せば殴打され、なかには殴り殺される者もいたため、一日中狭い部屋に身を縮め、他の者ともたれかかるようにして過ごさなければならなかった。

原告らは、華北勞工協会というものがあるということは、全く知らなかったし、当然同協会との契約のことも知らされていない。また、塘沽から船で日本に連行される時も、原告らは、自分たちがいったい何のためにどこへ連れて行かれるのか、知らされることはなかった。なお、日本に着いてようやく小坂鉦業所という行き先を知らされた。

(2) 事業場への連行

原告らは、塘沽で2週間以上監禁された後、1945年1月8日塘沽から貨物船に乗せられ、大連を経由して同年1月12日下関港に連行された。船には、数百人の中国人が乗せられ、船上でも日本人によって監視され、原告らに行動の自由はなかった。船上での食事も、ドングリの粉を蒸したようなものが、1日2ないし3回与えられたが、カビが生えたものであって、到底

食べられるようなものではなかった。船はひどく揺れたため、ひどい船酔いを起こす者が多数出た。このようなひどい状況の中で死亡する者が3名も出たが、遺体は布状のものに包まれた海に捨てられた。

下関で下船後、原告らは、衣服も体も消毒され、下関からは、被告同和鉱業の職員と警官が添乗し、東京経由東北本線花輪線と大阪経由奥羽本線に分乗して同年1月15日、小坂事業所に到着した。その間、東京経由で1名、大阪経由で3名の死亡者が出ている。被告同和鉱業が華北労働協会と契約した中国人は当初200名であったが、上述したとおり死者がでたので、小坂事業所に到達した人数は193名であった。

なお、塘沽から下関までは、被告同和鉱業が所属する鉱山統制会係員が輸送の任に当たり、下関から被告同和鉱業小坂鉱業所までは、小坂鉱業所の係員5名及び警察官3名が輸送の任に当たっている。

(3) 事業場での仕事の内容

中国人労働者は、被告同和鉱業の名前も小坂鉱業所の正確な位置も知らされず、給与の話もないまま労働に従事させられた。

中国人労働者は、班ごとにわかれて仕事を命じられ、陳■■■、王■■■は、主に枕木を取り替え、レールを枕木に固定させる仕事に、張■■■、陳■■■、劉■■■、竇■■■は、銅の精錬や銅の運搬作業に、呉■■■は石灰等を運搬する業務に、それぞれ従事させられた。いずれもかなりの重労働であったが、精銅作業は、硫黄のにおいが立ちこめているため、かなりむせて嘔吐や鼻から血を流す者もいたし、石灰の運搬においてもむせて、鼻から血を流す者がいた。中国人労働者の労働時間は、1日8時間から9時間半であったが、精銅作業は3交替で、それ以外の作業は日勤であった。ただし、正月以外1日も休みはなく、中国人労働者は重労働に耐えねばならなかった。中国人労働者は、突然連行された異国の地で、後記のように食事が少ない上、さらに日本人が常に見張っていて、少しでも手を抜いたり指示された言葉が通じなかつ

たりした場合、罵られたり、殴られたりする環境で、重労働していたため、精神的にも、肉体的にも疲労が蓄積し、衰弱していった。作業中の事故も多く、火傷や感電といったけがを負う者も多かったが、まともな治療は受けられずに放置され、傷口が化膿する者、死亡する者もいた。

(4) 事業場での住環境

中国人労働者の宿舎は、「康楽館」と呼ばれていた使用しなくなった木造の劇場で、床敷であった。周りには鉄条網が張りめぐらされ、門には絶えず逃走防止のための監視員がいた。また、被告国による監視もあり、警察官憲は常に寮生の行動に対し細心の注意を払っていた。

同宿者の1人当たりの面積は、畳1畳ないし1畳半と狭く、同宿舎は、周囲四方から風が入り込み、小坂では冬は常時雪が積もるので、非常に冷え込んだ。ところが、寝具は、藁布団と敷布団と掛け布団と半分の毛布だけで、大部屋にはストーブもあったが、そのストーブも1か月もつけることはなく、部屋を十分に暖めるような状況ではなく、中国人労働者は、人と体を寄せあって暖をとらねばならない過酷な生活を強いられた。事業場報告書には、「特に暖房設備（中略）に意を用い」「ストーブ並びに火鉢」を使用していたとの記載がある。しかし、事業場に到着後「寒冷」が原因で「凍傷」に罹患し死亡した者が6名もいる事実（張鳳彩、玉珍、夏連庸、曹瑞先、公樹順、竇長茂）からして、事業場報告書のこの記載は虚偽であることが明らかである。

(5) 事業場での労働条件

中国人労働者は、被告同和鉱業と契約をしたこともなければ、給与の支払いについての説明も全く無く、賃金は一切支払われていない。

労働時間は、作業内容により1日8時間から13時間と幅があり、おおむね3交代制をとっていたようであるが、事業場到着後数日の休息のほか、休日ではなかった。頻繁に事故が起こる危険な現場であったことに加え、日本人の指導員（中には日本刀と携行している者がいた。）が監視しており、絶え

ず中国人労働者をののしり、殴るといった虐待が行われた。

事業場報告書には、「華労の指導に当たりては（中略）懇切丁寧は勿論のこと、肉親的情愛を以て接することを方針となし実行に勉めたり」との記載があり、被告同和鉱業もこれに沿った主張をするが、全く真実に反する。この記述を信頼すれば、肉親的情愛をもって中国人労働者に接した結果193名の内55名が死亡したということになるが、そのようなことが起こり得るはずがない。

賃金について、張■■■と呉■■■には何らかの形で金銭を支給されているが、その額が日本にいた期間を通じて合計200円であることからすれば、その性質が賃金でないことは明らかである。

(6) 事業場における食事

事業場における食事は、1日3回支給されたものの、1食に支給されるのは穀類でできたパンないし餅が100gから150gであって、野菜や菜っぱが主菜となることもあったが、全員が飢餓感を感じる粗末なものであった。

事業場報告書には、「戦時中の極度の食料状況逼迫のため県当局へは勿論のこと主食の増給申請を再三依頼せるも遂に不能なりしたため概ね鳴子百合を補正食料として用い或いは副食物にて補給に努めたるため概ね必要量を満たしたものと思ふ。日鮮人に比するときは概ね2倍以上の支給状況なりき」との記述がある。しかし、事業場内で死亡した49名の内栄養失調で死亡した者は28名に上っている。また、1945年5月17日まで栄養失調が原因で死亡した者が出ている（許法琴）。日本人に比べて2倍の量の食料を中国人に支給したということもおおよそ真実とは解し難いし、現実にも中国人労働者より日本人の方が優遇されていた。したがって、事業場報告書の記述は全く信用に値しない。

(7) 事業場における衣服その他の衛生条件

中国人労働者は、塘沽で綿入れの上着とズボンを支給されたが、終戦まで

この1着であった。塘沽では靴も支給されたが、中国人労働者が「1週間靴」と呼んでいたほどすぐに使いものにならなくなるようなものであった。小坂事業所では地下足袋が支給された。しかし、防寒具は一切支給されず、連日のような冬の寒さのなかで、凍傷で足を欠損する者もいた。劉■■■■も、左足の第2趾を欠損した。風呂もなく、不衛生でシラミが発生するため、中国人労働者の間で疥癬が蔓延していた。後にやっと体が洗える桶が備え付けられたが、1回につき2人が洗える状況で、石鹸等は支給されなかった。中国人労働者のなかには、陳■■■■のように、わずか15歳の者もあり、また、病弱な者もいた。力もなく、食事も十分でなく、その上仕事がきつかったので、疲れのあまり血を吐くこともあった。負傷も絶えず、捻挫をするといった類のものは、鉄道の仕事をする時にはいつも起こっていた。足の指が凍傷になる者も多かった。足の指が凍傷にかかって足の指の爪が剥がれ落ちてしまい、耐えられない痛みと発熱の症状を呈した者もいたが、被告同和鉱業は、医師の診療を受けさせることもなく、外傷については重傷でも「220」という消毒薬を塗るのみで済ませ、多くの場合は薬さえ与えなかった。そのため死亡する者も出た。張宗起も、小坂鉱業所で消化器系の病気を発病し1か月あまりも闘病生活を送り、骨と皮ばかりにやせこけた。

これに対して、事業場報告書には、衣服や作業着、石鹸の支給状況が記載してあり、風呂については「寮内に2個の浴場を完備し（中略）1個は皮膚病罹患者の薬槽となし（中略）隔日入浴せしめたり」「皮膚病患者には付近砂小沢温泉に收容し治癒に勉めたり」との記述が見られる。しかし、風呂に入れず、ほとんどの中国人労働者が疥癬に罹った事実を中国人労働者全員が供述しているところからすれば、その被害の深刻さがうかがわれる。したがって、入浴についての事業場報告書の記述は信用し難い。

また、医療について、事業場報告書には、「当山直営の鉱山病院より内科、外科の専門医師毎日寮を訪れ診療所において診断並びに治療をなしたり」と

の記述が見られる。しかし、毎日寮を医師が訪れて治療をしている事業場で、事業場到着後49名もの中国人労働者が死亡するであろうか。死因をみても、49名中外傷が1名、その他1名で、その他47名は、栄養失調（28名）、凍傷（7名）、心臓麻痺（4名）、結核（3名）、感冒肺炎（5名）となっている。このような客観的事実に照らすと、事業場報告書の記述が虚偽であることは明らかであり、陳太成の当法廷での供述や中国人労働者聴取書の記述もそのことを裏付けている。

(8) 連行時の処遇と事業場での処遇の関係

なお、医療衛生事情について、事業場報告書には、「栄養失調に基づく死亡者を出したるもこれは船舶（中略）汽車輸送中に死亡せしが来山後まもなく死亡せるものにして訓練期間経過後これがために死亡せるもの絶無なり」との記述が見られる。これは、小坂鉱業所で死亡者が多数出た原因を、それ以前の処遇に帰せしめるための弁明であると思われるが、中国人労働者の事業場到着後、相当期間たった後に栄養失調に罹患し死亡した者がいることは前記のとおりであり、前提とする事実自体が真実と異なる。また、事業場到着後事業場において死亡した49名の内、事業場到着後、訓練期間であり休養期間である40日を経過した1945年2月24日以降に死亡した者は34名である。中国人労働者は、小坂鉱業所での多数の死亡を出した原因の一端が被告国による事業場到着までの過酷な処遇にあることを否定しないが、その原因が、事業場報告書や被告同和鉱業が主張するように、事業場到着前の過酷な処遇のみにあるというのは明らかな誤りである。すなわち、中国人労働者が小坂鉱業所で被告同和鉱業により中国人労働者が最低限の処遇を施されていたならば、このような多数の死亡者を出すことはなかったのである。

(9) 帰国

中国人労働者は、終戦について、日本の通訳から知らされた。被告同和鉱業が、小坂鉱業所で中国人労働者を働かせるのを止めたのは終戦後数日後で

ある。

原告らは、1945年11月27日、小坂鉱業所を出発し、(病者1名は、同日、米軍に引き渡され、日赤花岡分院に入院した。)、小坂から汽車にのせられ、11月29日博多に到着し、同年12月1日、博多から辰日丸に乗船させられ、12月5日ようやく青島に到着した。辰日丸には約1000人以上の人が乗船していた。青島に到着したところ、国民党は徴兵のため、原告らを含む送還者を足止めした。陳■■■、呉■■■などそれぞれ逃げ出して郷里に戻った者もいたが、1、2か月後、竇■■■、張■■■、陳■■■、劉■■■、王■■■らも解放されてようやく郷里にもどった。小坂鉱業所で死亡した者は木の箱に入れられ部屋の中に積み上げられていたが、終戦後やっと火葬され、遺骨は中国に持ち帰られた。

5 原告李■■■、同姚■■■、同劉■■■の被害事実(株式会社日鉄鉱業関係)

(1) 拉致・監禁

ア 原告李■■■(リ■■■)

原告李■■■(以下「李■■■」という。)は、河北省徐水県白塔舗村に居住し、日本の企業に雇用され、鉄道で働いていた。

李■■■は、1944年8月27日(旧暦)、日本軍に捕まり強制連行された。李■■■は、その後、石家荘の収容所に送られ、行進や穴を掘る訓練をさせられた。

イ 原告姚■■■(ヤオ■■■)

原告姚■■■(以下「姚■■■」という。)は、1924年(旧暦)生まれで、河北省満城県姚庄に、父母、弟、姚■■■の4人家族で居住し、農業に従事していた。

姚■■■は、1944年8月(旧暦)、20歳のとき日本軍に捕らえられた。姚■■■が朝起きたとき、日本軍が村を包囲しており有無を言わず捕らえられ連行された。

ウ 原告劉■■■■(リュウ■■■■)

原告劉■■■■(以下「劉■■■■」という。)は、1922年1月18日生まれて、河北省満城県黄村に、強制連行された当時、劉■■■■と名乗り、父母、息子、妻及び劉■■■■の5人家族で居住し、農業に従事していた。

1944年8月11日(旧暦)、劉■■■■が数えて19歳のとき、日本軍及び傀儡軍が、劉■■■■の居住する村に押し寄せ包囲し、劉■■■■及び村人たちを拘束し、銃を突き付けて脅し、村にある学校の校庭に連行した。日本軍及び傀儡軍は、拘束した中国人のうち劉■■■■を含む若者15人にチョークで丸印を付け、その15人をさらに馬場と呼ばれる日本軍の駐屯地に連行した。劉■■■■らは、ここで1週間ほど収容され、収容者一人一人に八路軍との関わりについて尋問された。八路軍ではないという回答をすると殴られ、むりやり八路軍との関わりを肯定させられた。

エ 原告らは、馬場から保定に連行され、さらに汽車に乗せられ、石家庄に連行された。石家庄では、李■■■■は行進訓練及び穴掘り作業の訓練を受けたが、姚■■■■及び劉■■■■は特に労働に従事することもなく、取調べなどの手続も行われなかった。ここで収容者は、2つのグループに分離され、健康な若年者は第2グループに分類された。健康な若年者以外の第1グループからは多くの死者が出た。収容された中国人は、3中隊、3小隊、3班に分類された。原告らは、ここで日本に連れて行かれることを知らされた。石家庄の収容所では、食事はコーリャンでできたマントウと白菜の混じったスープが1日3回支給されたただけだった。そして、原告らに、ここで上下の綿入れ、帽子、タオル1本、ゲートル2本が支給された。李■■■■の記憶では、石家庄の収容所では布団を1組支給されている。

原告らは、石家庄から、日本軍の監視の下、汽車に乗せられ青島に向かった。青島への移送に当たっては、軍部警備隊と被告日鉄鉱業の職員がその任に当たった。

青島の収容所には100人ほどの中国人が収容されており、原告らは荷役、煉瓦の運搬作業などに従事させられた。食事は、1日2回、昼と午後5時ころに石家荘の収容所で支給されたのとほぼ同じようなマントウが支給されただけで、李■■■や姚■■■らは常に空腹状態にあった。このように栄養補給状態が悪かったため、徐々に体力が低下し始め、健康を害する者も出始めていた。その結果、青島では、多くの者が病気になり病死した者もいた。病死者は馬車に乗せられ、収容所外に運ばれて行き処理されていた。また、収容所では、監視する日本軍のいうとおりにしないと、すぐ殴られたり暴力が振るわれた。原告らは、暴力から自己の身を守るため、従順にしていた。

(2) 事業場への連行

李■■■は、強制連行されてから約1か月後の1944年10月10日、約200人の強制連行された中国人とともに青島から出港し、12日後日本の下関に到着した。李■■■は、移送される途中毎日日数を数え、ただ故郷を思いやっていた。李■■■ら一行は、下関に到着するや体中を消毒され、岩手県の日鉄鉱業釜石事業所に移送された。姚■■■と劉■■■を含む約100人の中国人は、李■■■が日本に移送されてから約2か月後の1944年12月24日に、青島から下関に向け移送された。姚■■■らは2週間程度で日本の下関に到着したが、その途中、船内において3名の中国人が死亡した。

姚■■■と劉■■■らは、下関に到着後、すぐに体中を消毒され、即日岩手県の日鉄鉱業釜石事業所に列車で移送された。原告らは到着してから1、2日間休養をとった後、労働に従事した。事業場に連行された中国人は300人ほどであった。

事業場報告書には、「入山後約1ヶ月間の休養を与える。休養に対し一人二円ずつ支給」との記載があるが、原告らの供述によれば、この記載が虚偽であることは明らかである。

(3) 事業場での仕事の内容

中国人労働者は、日鉄鉱業釜石事業所において、鉄鉱石を採掘する労働に従事し、坑道に入り発破を用いドリルで掘削をし、穴を掘り広げトロッコで掘った土砂を坑外に除却するという一連の仕事をさせられた。

(4) 事業場での住環境

中国人労働者の宿舎は、木造平屋建てで、屋根は木の皮を葺き、床は土でできており、その上に板敷きで造られたものであった。中国人労働者は中2階に収容されたが、天井は極めて低く腰をかがめないと歩けないほどの高さであった。釜石工業所は、冬にはかなりの雪が降り厳しい寒さになるが、中国人労働者の宿舎には、暖房設備も備わっていなかった。日本人らは、薪ストーブにより暖を取っていたが、中国人労働者は、寒さに震え凍える毎日を送っていた。

事業場報告書には、「薪ストーブ二個を一月から六月まで」使用したとの記述があるが、原告らに対しては全く支給されなかった。

(5) 事業場での労働条件

約300人の中国人労働者は、300名の大隊、100名の中隊が3つ、そして小隊に分けられ、それに中国人の隊長が決められていた(石家で日本人が決めた)。また、それらの中で3班に分けられ、2交代制で朝から夜まで働かされた。朝になると、日本人が棒を持って中国人労働者を起こし、朝食後整列・点呼をとり、中国人労働者は労働を開始した。休憩は、昼食時に短時間与えられていただけであった。勤務時間は、1週間毎に交替し、結局24時間働かされていた。もちろん休日などというものはなく、中国人労働者は1年中働かされていた。

釜石事業所では朝鮮人やアメリカ人なども強制労働させられていたが、彼らと仕事内容は違い、中国人労働者は最もきつく厳しい部署に配置されていた。坑道内での落盤などによる事故が発生し、けが人や死亡者が出た。劉

も採掘作業中に左足の親指にけがをし、負傷部分は今でも爪が生えていない。

作業中、日本人による暴力は日常であった。体の動きが鈍いとか、仕事が少しでも遅れるなどの事情があると、必ず日本人の作業監督者2名が中国人労働者を殴り付けた。その2名の日本人は、常時金槌を携帯し、その柄の部分で中国人労働者に暴行を振るった。

(6) 事業場における食事

食事は、1日3回与えられた。朝食は、大麦で作られた水分の多い粥が茶碗1杯、昼食は粥と3切れの唐辛子を弁当箱に入れて作業現場で食べた。夕食は粥が茶碗に1杯であった。朝と晩の粥には漬け物のような唐辛子が3切れとどんぶり1杯の白菜がついていた。白菜は1班にどんぶり1杯のみが支給され、10数名で争うようにして食べた。したがって、1人2口しか食べるができなかった。これらの食事は中国国内のものより粗末なもので、とても人間が食べる代物ではなかったが、中国人労働者は、生き続けるために仕方なく食べなければならなかった。厳しい労働に比較して粗末な食事だったので、中国人労働者は、次第に体力を減退させていった。飲料水の支給もなかったので、中国人労働者は、作業中坑道の岩盤から垂れてくる水を飲んで乾きをしのいでいた。

なお、事業場報告書には、「食糧に関しては到着前に関係当局の割り当てに基づき、小麦粉、粟を主食とし月量二二キログラム程度給食す」との記述があるが、中国人労働者の供述のとおり、中国人労働者に支給された食料は極めて劣悪な内容であり、事業場報告書の記載は虚偽であることは明らかである。中国人労働者の死亡原因の中で、事故より栄養失調が多いことは食料事情がいかに劣悪であったかを物語るものである。

(7) 事業場における衣服その他の衛生条件

中国人労働者には、衣服や布団・毛布は一切支給されず、石家庄において

支給されたものを使い続けていた。下着を付けず直接ズボンをはいて労働に従事していた。釜石事業所で支給されたものは、唯一粗末なゴム底の地下足袋1足だけであった。労働に伴って地下足袋はぼろぼろになったが、それ以上の支給がなかったため、中国人労働者はそれを使い続けるしかなかった。衣服の支給は、日本が敗戦し彼らが解放された船の中で、連合軍から支給されるまで待つことになった(下着を替えることもそれまで待つことになる)。

この点、事業場報告書にも「移入時には地下足袋、靴、補修用布等を支給す」とされており、その他の被服の支給が労働期間内にはなかったことが記載されている。

風呂などの設備は一切なく、着替えもなかったのも、ノミやシラミがたくさん体にわいた。体を拭く水さえ使える状態ではなかったのも、中国人労働者は極めて不衛生な環境に置かれていた。事業場では多くの死傷者が出た。栄養状態や衛生状態の劣悪な環境によるため、事故による死傷よりも病気によるもののほうが多かった。病気の中では栄養失調が最も多かった。劉清岑の記憶によれば、連行された中国人の中で最後まで残り帰国したのが120人から130人であるから、残りの者は死亡したと思われる。中国人労働者が、けがをし又は疾病にかかっても、被告日鉄鉱業は、医師の診察を受けさせなかった。

医療衛生施設に関し、事業場報告書には「華人労務宿舎内に仮診療所を設置し救急薬を常備し」「患者の状況に応じ医師及び看護婦の出張をなし」との記述があるが、事業場での中国人労働者の死者数は、事業場報告書によっても117名であり、仮診療所の設置、医師及び看護婦の出張によりこれほど多くの病死者が出るとはおおよそ考えられない。事業場報告書の記載は虚偽であるとしか考えられない。

(8) 帰国

終戦後、中国人労働者に稼働停止命令が出され、原告らは、やっと強制労

原告王■■■■ (以下「王■■■■」という。)は、旧暦1926年5月18日河北省定興県北河郷紅樹營六里舗で生まれ、強制連行された当時は両親と5人の兄弟と共に農業に従事していた。

王■■■■は、1944年の旧暦5月ころ、父と共に農業に従事中、突然、日本軍が現れて父を殴り、王の両腕を両脇から抱えられ、銃を突き付けられ両手を縛られて拘束され連行された。そこから北河郷の中心の街に1回集まり、さらに日本の警察官に定興県の県庁所在地に連れて行かれ、聖人廟に入れられ7、8日間留め置かれた。その間に200人以上の中国人が集められていた。見張りをしていたのは、日本軍、日本の警察、中国人だった。王信忠は、定興県の県庁所在地から縄で縛られて列車に乗せられ、塘沽の町まで連行された。

その後、王■■■■は、塘沽から船で門司まで連れて行かれた。王■■■■が乗せられたのは日本の船で200名以上の中国人が同じ船に乗せられていた。船の中を管理していたのは日本の軍人である。食事は、米糠で作ったマントウを1日2回、1個ずつ支給された。船にはたくさんの病人がいたが、死んだかどうかは不明である。誰かが海に飛び込んだという話は聞いたことがある。王■■■■自身は、船底で床に布団を敷いて寝ていた。王■■■■は、塘沽からずっと海水を飲まされていて、下痢をして寝込んでいた。健康を維持する最低限度の環境も保障されていなかった。王■■■■は、7日間船に乗り、門司に着いた。門司に着くと、風呂にはいることができたが、消毒液が入っているようで皮膚がとても痛かった。王■■■■は、門司で列車に乗り、いったん東京で下車してそこから宮下村に行った。

ウ 原告妻■■■■ (ロー■■■■)

原告妻■■■■ (以下「妻■■■■」という。)は、旧暦1927年7月19日(身分証明書上は1927年10月3日)河北省定興県紅樹村で生まれ、強制連行された当時16歳であり、両親と2人の兄弟と居住し、農業に従

事していた。

妻■■■は、1944年4月15日ころ、農業に従事中の父に家から食事を届けに行ったところ、突然、日本人と中国人総勢数10人の兵士が現れ、銃を突き付けられ両手を縛られて拘束され、まず北河店という町に連れて行かれ、その後さらに定興県の県庁所在地に連れて行かれた。定興県の県庁所在地には、同じように強制連行されてきた中国人が7,80人おり、翌日にはその人数は2,300人にふくれあがった。見張りの者は皆銃を持っており、妻■■■は、捕まったら殺されると思い、逃げられなかった。妻■■■は、定興県の県庁所在地で1週間ほど過ごした後、夜中の3時か4時にたたき起こされて、またひもで縛られて列車に乗せられ、塘沽まで連れて行かれた。塘沽では、妻■■■は鉄条網で囲まれ犬の放たれた施設に収容された。妻■■■は、その収容所で約15日間ほど過ごした。ここでは海水を支給されたが、食事の量は、コーリヤンの糠と麦の皮で作ったマントウを1日2回、1個ずつ支給されるだけという極端に少なく、かなりの数の中国人がここで死んだ。この段階で、既に生命を維持する食料が支給されていなかった。

妻■■■らは、塘沽から船に乗せられたが、どこに連れて行かれるのかも聞かされておらず、日本に行くということも聞かされていなかった。契約書などももちろん交わしていない。食事は、1日にお粥1杯だけで、船酔いがひどくてそれすら食べることができなかった。どこに行くのか、何をさせられるのか他の中国人と話し合ったが、わからなくてとても不安であった。食事がとれずに栄養失調になって死んだ者も何人もおり、妻■■■自身も、起きることもできない状態だった。7泊8日で船は門司に着いた。門司に着くと、妻■■■は、体を消毒され、緑色の服を1着支給された。妻慶海は、そこから4,50時間列車に乗って、福島県の宮下村という駅で降ろされた。

エ 原告張■■■(チャン■■■)

原告張■■■(以下「張■■■」という。)は、旧暦1925年10月3日河北省定興県李郁庄郷候官營で生まれ、強制連行された当時、母、兄、姉と共に農業に従事していた。

張■■■は、1944年の旧暦4月ころ、母と兄と姉と共に農業に従事していたところ、軍服を着て帽子をかぶった兵隊らしき者2名に縄で縛られて連行された。張■■■が強引に連れて行かれた所は、定興県のどこかの村で、ここには4、50人程度の人が集められていた。連行の翌日、張永旺は、手をひもで縛られ、一列に並ばされて列車に乗せられ、塘沽に連れて行かれた。張■■■は、塘沽で日本兵に引き渡され、常に日本の軍人に監視された。

張■■■は、塘沽で上着、ズボン、毛布、布団、靴、帽子を支給されたように記憶している。

張■■■らは、塘沽から日本に船で連行されたが、塘沽を出発する前もその後も労働契約の締結はもちろん、日本で働くということを聞かされたことさえない。日本で実際に働き初めて、自身が連行された目的が判明した。

張■■■らの乗せられた船はかなり大きなものであり、宮下村に着いたとき中国人が288人だと知った。船内では小麦の皮とコーリャンで作ったマントウを1日3個支給された。張■■■の知っているだけでも、船の中で3人が死亡した。船内では移動することはできたが、常に銃を持った日本人に監視されていた。張■■■は、塘沽を出てから5泊したが、いったい今後どうなるのかとても不安であり、とにかく家に帰りたいと考えていた。

塘沽を出てから5、6日して、船は日本の門司に着いた。その後、張■■■は、列車に乗せられ、3日後に山に囲まれた土地に着いた。駅を降りると「宮下」という地名が書いてあった。駅を出てしばらくすると「飛鳥宮下作業組」というような看板が掛かっていた。張■■■らは、石田という日

本人に山奥に連れて行かれ、そこで仕事の内容の説明を受けた。しかし、給料や労働条件の話はなく、もちろん労働契約書なども見たことがない。給料の話などとても怖くて言い出せなかった。

(2) 事業場での仕事の内容

宮下事業所に連行された288名は、大きく2隊に編成されそれぞれの隊には隊長、書記(副隊長)が選ばれ、各隊はそれぞれさらに6班に分けられ、班長が選ばれた。第1隊は石運びに従事し、第2隊は砂運びに従事させられた(夏期)。

婁■■■ 宋■■■ 両名は1隊3班、張■■■ は1隊6班、王■■■ は1隊2班にそれぞれ配属され、いずれも石運びに従事した。石運びの業務とは大要以下の通りである。まず、宿舎から約1.5kmほど山を登った現場で、毎日正午に岩の「発破」を行う。爆発に当たっては山腹に、まず中国人労働者が穴を開けダイナマイトを設置し点火する。爆破準備の要員として干■■■、郭■■■ など中国人8名が選ばれた。次に、爆破された岩をさらに小さくするために再度爆破を行う。手頃な大きさに砕かれた岩を4人ほどで荷車に乗せ100mほど先にある機械まで運ぶ。機械に入れられた岩はその機械でさらに細かくされ、その後、別に機械で洗浄される。死亡記録上、「岩石転落」「土砂崩壊」が原因とされる死亡はこの一連の作業中のものと推測される。

冬期には、本来の業務を遂行できないため、山に入って木を伐採し、それを山の上から棒でつついて下に転がすといった作業を行っていた。これらの作業は常時数名の監視員によって監視された状況で行われており、能率が少しでも落ちると、中国人労働者は殴打され、労働を強制された。

以上のような労働を、毎日早朝から暗くなるまで全期間を通じてほとんど無休で強制されていた。業務中は、5人くらいの日本人が中国人労働者の管理をしており、他に中国人労働者が逃げないように見張っている警察官が1人いた。監視の日本人は、仕事が遅いと殴ったりしたが、特にその中の1人

で片腕のない男は、よく中国人労働者に石をぶついたりした。仕事は危険で、機械に巻き込まれて死んだ人がいた。大きな石の下敷きになって死んだ人もいたし、足や指をつぶされた人もいた。張■■■■も釘を踏み抜いてしまい左足の親指にけがを負って今でもその傷が残っている。しかし、医者に治療してもらった人など見たことがない。また、腹を空かせてマントウを盗んで殴られ、動けなくなって寝ているときに大便をし、その大便を食べさせられた上でさらに殴られて死んだ人もいた。栄養失調で死んだ人もいた。妻■■■■の知っている限りでも死者は7、8人出た。

事業場報告書中の「死亡顛末書及死亡診断書」の死亡者の数及び死亡年月日だけからも強制連行後に強いられた労働がいかに過酷であり非人間的なものであったかがわかる。また、「不具廃疾顛末書」「公傷顛末書」において、まず特徴的なのは、強制労働に耐えられないと判断されて期間途中（それも連行が短期間。）で送還された者が相当数に上ることである。このことは、強制連行に際し、個々人の意思はもとより、その肉体的な状況も一顧だにせず、いわゆる「ウサギ狩り」が強行されたことを強く推測させる。さらに、「不具廃疾者」及び「公傷顛末書」さらには「傷害統計」の記録を見れば、労働に当たり中国人労働者の生命身体に対する安全への配慮が全くなされていなかったことがわかる。

なお、労働時間を正確に把握することは困難であるが、朝暗いうちから日が暮れるまで1時間の昼休みを除き労働を強制されていたことから考えて、相当な長時間労働であったことは間違いない。ちなみに、2001年の福島県における夏至（6月21日）における日の出・日の入の各時間はそれぞれ4時16分と19時3分であるので、この間労働を強制されたものと考えて、労働時間は14時間47分（休憩1時間を除いて13時間47分）、同じく2001年の福島県における冬至（12月22日）における日の出・日の入の各時間はそれぞれ6時50分と16時23分であるので、この間労働を強

制されたものと考えて、労働時間は9時間33分（休憩1時間を除いて8時間33分）である。

(3) 事業場での住環境

中国人労働者の作業現場も宿舍も山の上であり、宿舍は木造板張りであり、隣には食事を作るところと警察の人がいる小さな建物があった。板敷きに藁をひいた2段ベッドのような所に百数十人が寝起きた（ただし、隊長と書記は就寝場所を異にする。）。浴場は別棟にあったようであるが、中国人労働者に使用は許されておらず、みんなは近くの大きな川には行って体を洗っていたが、数日に1回しか許されなかった。張■■■は、泳げないのでほとんど川に入らなかったところ、体の一部にぶつぶつのできる皮膚病になった。娯楽室・休憩室などはもちろんない。中国人労働者は、冬期は、セメント倉庫であったという木造平屋建ての建物で過ごした。板の隙間から冷気が入り込む宿舍であった。暖房施設としては、ドラム缶様のものをストーブとして使用し、薪や古木材を燃料としていた。もっとも、ストーブの使用が許可されたのは就寝前のごく短時間のみである。

(4) 事業場における食事

食事は、1日3食であるが、朝はほとんど水のようなおかゆ1杯、昼と夜は基本的には米糠で作ったマントウが1個ずつ支給されるのみであり、冬には塩スープのようなものが支給されるだけであり、とても重労働を支える食事ではなく、多くの者が栄養失調となった。主食であるマントウの他は、たまたま漬物が添えられる程度であり、野菜・魚・肉などは支給されたことがない。主食類がこのような状況であるので、嗜好品（酒、煙草）などはほとんど配給されていない。このような給食状況であるため、ビタミン不足の皮膚病になったり、ほとんどの者が栄養失調になった。婁■■■も、糠で胃を悪くしてしまい、それは中国に戻っても治らなかった。

(5) 事業場における衣服その他の衛生条件

中国人労働者の衣服は、中国を出発前に支給されたものと、秋口に支給されたものだけであり、ノミやシラミが服について、かゆくて眠れないために、中国人労働者は、夏の夜は裸で寝ていた。

事業場報告書中の「被服支給状況」、「食糧支給量」によれば、各種被服や食糧が中国人労働者に支給されたかのような記載となっているが、この点については、原告らの体験事実と大きく相違する。被告国の指示に基づいて被告国と被告企業らの責任を回避するために記載されたものである。また、疾病統計からは「疥」と呼ばれる皮膚病に罹患したことを示す記載がなされているが、中国人労働者は、症状に強弱があるのは別として全員がこれらの皮膚病にかかっていた。なお、死亡者数合計12名となっているが、医療体制はきわめて劣悪なものであった。作業場内には医療施設はなく、原告らは張永旺を除き医者姿を見たことがない。作業場外(宮下村)には衛生所のようなものがあつたようであるが、関節炎や皮膚病程度では見てもらえず、現に、原告らは張■■■■を除き一度も診療されたことはない。中国人労働者は、いずれも疥癬にかかっていたが、薬さえ支給されたことがなく、強制労働期間中、健康診断を受けたことはない。

王■■■■は、寒さで関節炎にかかり、現在も痛みが続いている。妻■■■■は、栄養失調で血を吐き、脚を痛め、皮膚病にかかり、痛めた胃は帰国後長らく治らず、また、脚の関節は今でも痛む。張■■■■は、皮膚病にかかったり、呼吸困難になり宮下村の病院で治療を受けた経験がある。このことは、中国人労働者がいかに劣悪で不衛生な環境で生活を強いられたかを物語るものである。

さらに、「諸給与調書」には、中国人労働者に給与が支払われたかのごとき記載がなされているが、この点も原告らの体験事実と全く異なる。この調書は中国人労働者の強制連行・強制労働が合法的な労働契約に基づくものであると仮装するために作成されたものである。

原告らはただの農民であったが、日本軍は中国人労働者を八路軍であると決めつけ、連行したのである。畢■■■■の兄の畢■■■■(事業場報告書の名簿上は畢■■■■)もこの時、一緒に連行され、同様に被告ジャパンエナジーの峰之澤鉦山で強制労働に従事することとなった(同人は1948年に死亡した)。

エ 原告劉■■■■(リョウ■■■■)

原告劉■■■■(以下「劉■■■■」という。)は、1921年2月2日生まれて、強制連行された当時23歳で、天津市■■■■(■■■■は現在合併されて■■■■となっており、現在もここに居住している。)に、両親、2人の弟、1人の妹、妻と当時4歳になる娘の8人家族で居住し、地主の家で作男として働いていた。劉■■■■の妻は妊娠中であった。

劉■■■■は、同月24日の明け方、突然村にやって来た日本軍に拘束された。日本軍は、機関銃を突き付けて村人を廟に集めたのであるが、劉■■■■は、地主の命令で塩田に塩を汲みに行くため村人の群から抜けたため、日本兵から襟首を捕まれて血を吐くまで何度も投げ落とす、木製の農具でその柄が3つに折れるまで殴りつけるなどの暴行を受けた後、他の3人の中国人と共に縛られて酒金坨(撒金坨子)の日本軍駐屯地まで連行された。ここで、畢■■■■、畢■■■■と合流した。

オ 原告らを含む14名は、酒金坨(撒金坨子)で土の壁で作った狭い家に全員押し込められた。そこは、柵に囲まれ、周りに犬がいて門のところには日本兵が見張っているという状況で、到底逃げられるものではなく、しかも原告らは、八路軍だろうと言われて暴行を受けた。

原告らは、酒金坨(撒金坨子)で4日ほど監禁された後、寨上(漢沽)の五分所というところに日本軍のトラックに乗せられて連れて行かれた。ここは、日本兵が捕まえた中国人労働者を収用するために作ったところで、軍隊が見張っているのであるが、原告らは、ここには1泊しただけで、列

車で塘沽に連れて行かれた。その列車は1両だけで、7、8人の日本兵と14人の中国人が乗っていただけであるが、塘沽には大きな木造6棟の収容所があり、それぞれ300人余りの拉致された中国人が収容されていた。その収容所は、電流の通った鉄条網で囲まれ、日本軍と中国傀儡軍が監視していたのであるが、それでも逃亡を試みる多数の中国人労働者がいた。しかし日本軍に発見され、銃で撃たれたり、銃剣で刺されたりして、100人ないし600人が殺されることとなり、畢■■■らはその死体を埋める穴を掘らされた。ここでの食事は極めて乏しく、1日に1、2食で大豆の屑ないし粟の粉をマントウの形にした物が1日に1個支給されるだけか、ほかに同じマントウが1個か、大豆の粕が入ったお粥1杯程度であった。しかも水が支給されないので、自分の小便を飲まなければならないほどであった。数え切れないほどの餓死者が出たほか、寒さで凍え死んだ者も少なくなかった。船に乗って出発する前に、海に飛び込んで死んだ者もいた。

(2) 事業所への連行

ア この塘沽に被告ジャパンエナジーの3人の担当者が訪れ、原告らは、塘沽で船に乗せられて同年(新暦)12月23日に出港し、1945年1月4日、下関港に到着した(上陸は1月5日)。この船は本来貨物船であるが、貨物に乗せず、中国人労働者のみを約500人乗せて出港した。このうち原告らを含む約200人は、被告ジャパンエナジーの峰之澤鉦山に連行され、ほかの約300人は秋田に連行された。被告ジャパンエナジーが華北勞工協会から引き渡されるはずであった人数はちょうど200人であったところ、極度の病弱者であった3名を除き、197名が乗船したのであるが、この197名の内、船中で既に10名が死亡した。死因は、栄養失調(4名)、大腸カタル(6名)に疲労衰弱が重なったことである。船医はいなかった。死んだ者は、死体に石を結ばれて海に投げ捨てられた。船中での食事は、1日2回に増えたものの、相変わらず大豆の屑をマントウ

の形にした物が1回に1個支給されるだけであり、みな栄養失調状態であるにもかかわらず、極度の船酔いで食事を取ることがほとんどできなかった。しかも、水もほとんど支給されなかった。

イ 原告らは、下関に着くと消毒され、直ちに列車に乗せられて日本の官憲の監視の下、峰之澤鉱山に到着した。しかし、この移動中にも栄養失調と大腸カタルで5人が死亡した。ずっと食事も水も満足に与えられなかったため、原告らもふらふらでのどもからからという状態であった。

(3) 事業場での仕事の内容

ア 峰之澤鉱山において、畢■■■と劉■■■は、地下300mくらい潜ったところで、鉱石の分類の仕事をさせられた。劉■■■は、木を切って運ぶ仕事に廻されたこともある。いずれもかなりの重労働であった。また畢■■■は、主として畑仕事をさせられた。

イ 結局、1945年2月28日、選鉱場で火災事故が発生し、その結果、同年4月6日ころ、中国人労働者は、同じ被告ジャパンエナジーが経営する日立鉱山に移送されることになった。日立鉱山には、原告ら峰之澤鉱山から移送された116名の外に、4次にわたって、786名の中国人労働者が強制連行されて来ていた。畢■■■と畢■■■は、岩盤を砕いてできた鉱石を運ぶ仕事をさせられたが、これは大変な重労働だった。劉■■■は、荒れ地の開墾作業にまわされた。

(4) 事業場での住環境

ア 峰之澤鉱山における中国人労働者の宿舎は、山奥の平地に木造の平屋であった。床はなく、そのままの土で、通路の両側に30cmくらいの高さで板が敷いてあり、中国人労働者はそこで寝た。静岡県といっても峰之澤鉱山は山奥であり、冬は雪が降るほど寒い。しかし、木造の宿舎には暖房もなく、土の上に板敷きで、夜の冷え込みはひどかった。建物の周りには囲いがあり、被告ジャパンエナジーの従業員である守衛が8人いたほかに、

2ないし5名の警察官が監視のために配属されていた。

イ 日立鉱山においても、中国人労働者の宿舎は板敷きであった。そして、逃亡を防ぐため、宿舎の外に囲いがあり、そもそも警察官詰所の前を通らなければ出入りできない構造になっていた。ここは大規模な鉱山であり、被告ジャパンエナジーの従業員である守衛が数10人、警察官も24人が監視のために配属されていた。

(5) 事業場での労働条件

ア 中国人労働者は、峰之澤鉱山到着後、仕事の内容や道具の名前、その他日本語についての訓練・教育は一切なく、着いた翌日から働かされた。その後、峰之澤鉱山においても、日立鉱山においても休日はなかった。

イ 峰之澤鉱山において、畢■■■■と劉■■■■らが従事させられた坑道内の仕事の労働時間は、1日8時間から10時間くらいであり、畢■■■■らが従事させられた畑仕事は朝7時から夜8時ころまで13時間の長時間労働であった。

ウ 日立鉱山における労働時間は、1日8時間ないし9時間であったが、時には深夜まで働かされることもあった。

エ 作業においても、日本人の監視人がいたが、その管理は非常に厳しく、仕事が遅いとき日本人の言うことができないときはもちろん、理由もなく棍棒で殴りつけられることもしばしばあった。もちろん、原告ら自身も、何度も殴られたのであるが、栄養失調と疲労で体力もなく、何も抵抗できなかった。

逃亡した者もいたが、皆簡単に捕まった。そして、捕まった者は、日本人の守衛の監視の下で、中国人の大隊長、中隊長らに殴られた。

オ 被告ジャパンエナジーは、華北勞工協会との間では労働者の移入契約を締結したという形を取っており、そこでは、日本における訓練期間（1か月）においては1人1日2円（食事付き）、訓練期間経過後は普通賃金1

人1日5円及び出来高払い(食事付き)という契約内容が記載されている。しかし、原告らは強制的に日本に連行される過程において、労働契約を締結したこともなければ、仕事の説明を受けたこともなく、賃金の支払の話など全く聞いたこともない。劉■■■■によれば、毎月1円の小遣い兼生活費を支給されたということであり、畢■■■■は、帰国時に大隊長から5円を支給されたということであるが、これを賃金と呼べないことはいうまでもない。

(6) 事業場における食事

ア 峰之澤鉦山においては、朝は相変わらず大豆の屑をマントウの形にした物を2個、夜には大豆の屑のお粥を1杯というのが毎日の食事の内容であった。重労働をしていることからすれば、塘沽や船の中と中国人労働者の栄養状態に変わりはない。

イ 日立鉦山においても、食事は相変わらずマントウと大豆の屑のお粥だけであったが、1日3食になり、マントウは小麦粉、大麦粉の粉を混ぜて作ったもので味も良く、数も1回に2、3個と増えた。

(7) 事業場における衣服その他の衛生条件

ア 原告らは、塘沽からの船の乗船時又は下船時に作業衣を1着支給され、この1着を峰之澤鉦山にいる間ずっと着ていた(毛布1枚、布団1枚もこのとき支給された)。鉦山に着いてからわらじを1足支給されたものの、靴も靴下も支給されたことはなかった。静岡県といっても峰之澤鉦山は山奥であり、冬は雪が降るほど寒かったため、凍傷で足や足の指を切断した者がいたほどである。宿舎には風呂もなく、中国人労働者の間で疥癬が蔓延していた。

イ 原告らは、日立鉦山で作業服を支給されたが、靴や靴下が支給されないのは相変わらずであった。風呂もないことは峰之澤鉦山と変わらない。畢■■■■、劉■■■■も疥癬になった。

ウ 重労働であるにもかかわらず食事が少なく、さらに日本人が監視していて少しでも手を抜くと殴られるので、中国人労働者は、全く息抜きもできず、疲労を蓄積し、日々衰弱していく毎日であった。こうして先に峰之澤鉱山に連行された182名（197名の内15名は峰之澤鉱山に到着するまでに死亡した。）の内、実に166名は、大腸カタル（死者を含めて43名。）栄養失調（死者を含めて23名。）、肺炎、皮膚病などに罹患した。しかし、峰之澤鉱山においては、中国人労働者は医師の治療を受けることもできなかった。こうして、このうち66名は日立鉱山に移るまでの3か月間に死亡してしまった。その死因としては、栄養失調が23名、大腸カタル35名、肺炎が18名（ただし死因については重複がある。）であり、この3つの疾病で大半を占め、ほかに脳溢血、黄疸、腎臓病などによるものもある。これらの死因が、前記のような重労働、乏しい食事、寒さによるものであることは明白である。死者は、同じ中国人労働者が、木の箱に入れて山の中に穴を掘って葬った。

エ 当初集められた200名の内、峰之澤鉱山を出たときに残っていたのは、116名だけであったが、日立鉱山への移送の途中でも1名が死亡し、日立鉱山では8名が死亡した。帰国できたのは約半数の107名ということである。日立鉱山での死者が減少したのは、屈強な者だけがここまで生き残ってきたこと、日立鉱山では食事の量が増えたこと、日立鉱山では中国人労働者も医師の診察、治療を受けることができたことなどによる。日立鉱山での死者は心臓麻痺や肺炎が多く、労働の苛酷さに起因するものが多いことを推認させる。皮膚病が蔓延していたことはこちらも変わらない。

(8) 帰国

ア 1945年8月15日の終戦後も、原告らはしばらく日立鉱山にとどまり、ようやく同年11月26日に日立鉱山を出発し、同月29日に博多港を出港して、同年12月7日に塘沽に到着した。

イ 畢■■■が家に戻ってみると、働き手がいなくなって家族はとても困窮していた。畢■■■の母は、目が悪くなっていただけでなく、畢■■■と兄畢■■■がいなくなった苦しみから精神に異常を来してしまっていた。畢■■■の父は、心労のせいで体の調子が悪くなり、畢■■■らが戻って数年後に死亡した。畢■■■の妻は畢■■■がもう帰ってこないと思い、再婚していた。

ウ 畢■■■の母も病気になっていた。畢■■■の妻は、畢■■■が帰らないときは他のところに嫁に行くことになっていた。

8 原告温■■■，同呂■■■，同張■■■，同谷■■■，同卜■■■，同卜■■■，同劉■■■，同李■■■の被害事実（被告三菱マテリアル株式会社関係）

(1) 拉致・監禁

ア 原告温■■■（ウエン■■■）

原告温■■■（以下「温■■■」という。）は1925年11月12日（旧暦）生まれで、強制連行された当時18歳で、河北省献県小趙屯に、祖父母、父、姉2人、弟、連行6か月前に結婚したばかりの妻、本人の8人で居住し、父親は内モンゴルに出稼ぎに出ているので、祖父と弟と温■■■の3人で農民として働いていた。

温■■■は、1944年5月朝7時ころ、1人で畑で仕事をしているとき、日本軍人に囲まれて連行された。そのとき日本軍は、手当たり次第に村の男を連行し、その中から温■■■を含めて健康そうな男を13人選び、そして軍の駐屯地に連れて行った。温■■■らは、この駐屯地から交河大獄へ連れて行かれて、交河から白鎮、そして白鎮から汽車に乗って塘沽へ行った。白鎮までは日本兵が随行し、そこから塘沽までは中国人の警察からも監視された。塘沽に7、8日間いてから、総勢で約410人が1944年7月に船に乗せられ日本に向かった。

イ 原告呂■■■（リュ■■■）

原告呂■■■（以下「呂■■■」という。）は生年月日不詳で、1944年

の強制連行された当時数えで16歳で、河北省献県双嶺郷許能屯に、母、妻、妹と呂福國の4人で居住していた。呂■■■■の父親は呂■■■■が11歳の時に死亡している。呂■■■■は家族の中で1人だけの男として、当時現地で農業を営んでいた。なお日本で働いていた当時の名前は呂■■■■であった。現住所も上記に同じである。

呂■■■■は、1944年5月朝8時ころ、畑で仕事をしているとき、突然相当な人数の日本軍に囲まれて、銃でつつかれるようにして連行された。日本人らは、呂■■■■たちを何か会合のようなものをするからといってそのまま強制的に連行した。呂■■■■らは、自分の村から許能屯まで連れて行かれ、そこから富鎮へ、富鎮から交河大獄へ行き、交河から白鎮、そして白鎮から汽車に乗って塘沽へ行った。白鎮までは日本兵が随行し、そこから塘沽までは中国人の警察からも監視された。呂■■■■らは、塘沽に7、8日間いた。総勢で400人くらいになり、呂■■■■らは名前のわからない船に11日間乗せられて日本に向かった。

ウ 原告張■■■■(ジャン■■■■)

原告張■■■■(以下「張■■■■」という。)は生年月日不詳で、1944年の強制連行された当時数えで19歳で、河北省献県双嶺郷許能屯に、父母、妹と張■■■■の4人で居住し、現地で父と一緒に農業を営んでいた。なお日本で働いていた当時の名前は張■■■■であった。

張■■■■は、1944年5月3日、昼前の時間に畑仕事をしていると、たくさん日本人と漢奸に囲まれて連行された。最初に集められた場所は広場で、そこには100人くらいの人が連行されていた。そこから、張■■■■らは、トラックに乗せられ、富鎮に行き、さらに交河大獄に連れて行かれ、交河大獄に1泊し、白鎮から汽車に乗って塘沽へ行った。白鎮までは日本兵が随行し、そこから塘沽までは中国人の警察からも監視された。張■■■■らは、塘沽には7、8日間いた。総勢で何100人になり、名前はわから

ない船に乗せられて日本に向かった。

エ 原告谷■■■■(グウ■■■■)

原告谷■■■■(以下「谷■■■■」という。)は、1925年2月11日(旧暦)生まれで、強制連行された当時、河北省晋県南小吾村に、父、兄と谷■■■■の3人で居住し、家族全員で小作として農業を営んでいた。

谷■■■■は、1943年5月ころ、畑仕事をしている最中に、突然日本軍が来て何の理由もなく捕まえられ、他村の体力の有りそうな4人の若者と一緒に連行された。谷■■■■は、村から右字荘にあった日本軍の南兵営に收容され、そこに10日間ほどいた。逃亡しようとした者は日本軍に見つかって殺されており、谷■■■■は、恐怖から逃げるができなくなっていた。その後、谷■■■■は、天津からさらに塘沽に汽車で移送され、塘沽の收容所に2週間ほどいたが、ここでも何の説明もされないばかりか、何の理由もなく気に入らないというだけで棒や銃剣で殴られた。

オ 原告ト■■■■(ブウ■■■■)

原告ト■■■■(以下「ト■■■■」という。)は、1922年6月6日(旧暦)生まれで、強制連行された当時、河北省献県双嶺郷許能屯に、父、妻、兄嫁(兄は別のところにいた)とト樹梓の4人で居住し、農民である父の手伝いをしていた。

ト■■■■は、1944年5月(旧暦)の端午節の前、朝6時から7時ころの間に、日本人30人、中国人(漢奸)100人くらいが来て、銃を突き付けるようにして畑に仕事に行けといわれて広場に集められた。ト■■■■は、許能屯で広場に集められ、トラックで富鎮を通過して、そして交河大獄に連れて行かれた。その後の塘沽までの経過・監視の状況は呂■■■■と同様である。

カ 原告ト■■■■(ブウ■■■■)

原告ト■■■■(以下「ト■■■■」という。)は、生年月日不詳で、当年75歳か76歳である。ト■■■■は、強制連行された当時、河北省献県双嶺郷許

能屯に、母とト■■■■の2人で居住し、当時農業を営んでいた。妹がいるが、既に結婚して他所にいた。母は纏足であったので仕事は何もできなかった。なお日本で働いていた当時の名前はト■■■■であった。

ト■■■■は、1944年5月(旧暦)、日本兵が来るということを聞いたので、麦畑の方へ逃げて仕事をしている振りをしていたが、日本兵に見つかって広場に行けと言われて追い立てられるようにして連行された。ト■■■■は、許能屯で広場に集められ、トラックで富鎮を通過して、そして交河大獄に集められ、そこに1泊か2泊した。トラックは3台で、それぞれ日本人が5人くらい漢奸3人くらいが乗っていた。そこは監獄みたいなところであった。ト■■■■は、大獄から出て交河県泊鎮駅から塘沽へ連れて行かれたが、その収容施設全体は兵隊に取り囲まれており、ここに十何日かは滞在した。

キ 原告劉■■■■(リュウ■■■■)

原告劉■■■■(以下「劉■■■■」という。)は、1916年2月16日(旧暦)生まれで、強制連行された当時28歳で、河北省交河県泊鎮任英村北洼大車道に、母、6才と4才の娘が2人、劉■■■■の4人で居住し、農業に従事していた。妻は既に他界していた。

劉■■■■は、1944年5月3日(旧暦)午後2時ころ、畑で仕事をしているとき、日本軍と中国兵が併せて70人から80人くらい来て農地を囲み、銃を突き付けられ、追い立てるように連行された。そこで働いていた劉■■■■を含めた農民6人が、大車道の地域から集められた。劉■■■■らは、そこから許能屯へ連れて行かれた。許能屯には80人から90人くらいが集められていた。劉■■■■以外の5人というのは、劉■■■■(高島事業場191番)、劉■■■■(同190番)、劉■■■■(同189番)、王■■■■(同99番)、劉■■■■(同100番)であった。劉■■■■を含む百何十人の中国人が、日本兵と中国兵に囲まれて歩いて許能屯から富鎮まで行った。劉■■■■らは、富鎮から

はトラックに乗せられ、交河県大獄に集められてそこに1泊した。トラックは3台で、それぞれ日本人が5人くらい漢奸3人くらいが乗っていた。そして、劉■■■らは、交河県泊鎮駅から塘沽へ連れて行かれたが、その収容施設全体は兵隊に取り囲まれており、ここに十何日かは滞在した。

ク 原告李■■■(リー■■■)

原告李■■■(以下「李■■■」という。)は、1927年10月15日(旧暦)生まれで、強制連行された当時、河北省献県陣庄鎮に、母と本人の2人で居住し、農業に従事していた。生活は厳しかった。

李■■■は、1944年5月3日ころ朝の9時から10時の間、麦畑で収穫しているとき、日本人と中国人とが村にやって来て、村から李■■■ら若い男17人が集められた。李■■■らは、車に乗せられて、最初許能屯に連れて行かれ、そして交河県大獄に入れられた。3日目に、李■■■は、列車に乗って泊鎮に行ったが、列車に乗るときには逃げられないように腕を縛られた。李■■■は、泊鎮から塘沽へ行き、塘沽に着くと衣服が支給され、身体検査も行われた。病気を持っている人間とそうでない者と二手に分けられた。李■■■は、2週間ほど塘沽にいて船に乗った。李■■■が塘沽から乗った船には、400人余りの中国人がいた。400人を2つに分け、それぞれに中国人を管理していた。

(2) 事業場への連行

ア 温■■■, 呂■■■, 張■■■, 谷■■■らの三菱崎戸への連行

谷■■■を乗せた船が崎戸への移入の第1次であったのか、第2次であったのかは判明しない。ただし、第1次と第2次の到着の日は1週間しかずられていない。第1次の門司への到着は1944年7月5日、第2次の到着は7月13日(あるいは14日)とされており、事業場への到着は第1次が7月7日、第2次が7月15日となっている。

温■■■と呂■■■は、長崎まで約400人で来て半分に分かれたと述べて

いることから第2次の移入の組であった。船の中での食事は貧しく、1日3回雑穀で作られたマントウが出ただけであった。原告らは、基本的に船に乗せられるときも日本に着いてからも、どこに連れて行かれるのか、企業はどこであるのかの説明を全く受けていない。

イ ト■■■，ト■■■，劉■■■，李■■■らの三菱高島への連行

高島への移入者の門司到着は、崎戸の第2次移入と同じ船だったので、記録上は7月14日となっているが、7月13日であるか14日であるかのいずれかである。高島への事業場への到着は15日となっている。

(3) 事業場での仕事の内容

ア 三菱崎戸(温■■■，呂■■■，張■■■，谷■■■)

原告らは、崎戸事業場に到着すると、しばらくの間、直接仕事に従事することはなく、仕事の見学や内容を教えられ、工具(例えば、スコップ・つるはし)などに関する基本的な日本語を教え込まれ、また整列して歩行する訓練も受けた。中国人労働者の労働内容は、基本的に炭坑労働である。石炭をドリル等で掘削し、掘削した石を外に運び出す作業であった。また、坑道口を保護するための石囲いの作業があり、海から石を運んできて囲いを作りセメントで固めるのであるが、海からその場所まで中国人は大きな石を1人ずつ肩に担いで運んだ。また、全員ではないが、相当の人数の中国人労働者が、防空壕を掘る仕事に従事させられた。この防空壕を掘るときには警察の監視があったし、具体的な指示も受けている。実際には高島事業場とは異なり空爆はなかったが、飛行機が飛来したことがあり、防空壕に入ったことはあった。隊の編成は、大隊が全員によって構成され、その下に中隊、さらには班があった。それぞれの班が1つの坑道を担当していた。呂■■■，張■■■，谷■■■は石炭掘り，温■■■は石運びもしている。

イ 三菱高島(ト■■■，ト■■■，劉■■■，李■■■)

崎戸事業場と高島事業場は同じ三菱鉱業所の事業場であったので、形態

は非常に似ている。中国人労働者は、崎戸事業場の場合と同様に、事業場に到着後はまず日本語を習わされている。トロッコのスイッチはどこかなどという作業についての簡単な説明も受けて、炭坑労働に従事するようになる。高島炭坑は中国人労働者が行く前に既に相当掘り進められており、中国人労働者は第7層を掘り進めることとなった。日本人が中国人の担当する作業、例えば運搬などに従事することはなかった。ト■■■■は掘出した石炭を上の方に運搬するという作業に、劉■■■■は掘削の作業を、李■■■■は石炭掘りの作業に従事していた。

(4) 事業場での住環境

ア 三菱崎戸(温■■■■, 呂■■■■, 張■■■■, 谷■■■■)

中国人労働者の宿舎は、木造平屋建てで床は板敷きで、複数棟あった。中は仕切りがなく何段かに分けられて寝ていた。暖房はなく、冬も敷き布団と掛け布団は1枚で寒かった。宿舎には風呂はなかった。

宿舎には、日本人の寮長がおり、警察の詰所が門のところにあった。管理の点でいえば、崎戸そのものが島であるので、逃げる可能性はほとんどなく、特に寮の周りに鉄格子をしたり電流を流したりする必要はなかった。

イ 三菱高島(ト■■■■, ト■■■■, 劉■■■■, 李■■■■)

高島においても同様に、宿舎は、木造平屋建てで、約200人の中国人が全員収容されていた。細長い建物で両側に2段の作りで寝るようになっていた。裏手が山で高島も島であるので、特に逃亡防止のための施設は大がかりのものを必要としなかった。宿舎のそばには寮長や副寮長ら日本人が住んでいた。宿舎は警察官からも監視されていた。

(5) 事業場での労働条件

ア 三菱崎戸(温■■■■, 呂■■■■, 張■■■■, 谷■■■■)

基本的には2交代制で、朝方、夜方に分かれて労働時間は12時間で、朝は日が昇ってから沈むころまで、夜はその逆の時間帯であった。1週間

のシフトで朝と夜が交代となったが、停電の時を除いて休みは全くなく、労働は極めて厳しかった。

落盤事故や病気、そして後記の食糧事情もあって、栄養失調でなくなる者も多く、崎戸に連行された中国人436人の内、63人が死亡した。ただ、崎戸で特異的なことは、1945年8月9日、長崎刑務所浦上支所に抑留中に原爆で27名（名簿上）が死亡しているという事実である。華人労務者就労事情調査報告書第3分冊の中の「事業場別主要事件及紛争概要」によれば、崎戸では「炭坑爆破容疑事件」があり、事件発覚前に事前に検挙したことになっており、これらの者が原爆に巻き込まれ、無念の死を遂げているのである。この事件の真相は明らかではないが、えん罪であるとするれば抑圧の状況を物語っているし、容疑事実があったとしてもそこまで反発するほどの激しい強制労働の実態があったことを物語るものである。実際、日本人の監督は、中国人が日本語の意味を解さず、頼まれたことがわからなかったり間違えたりすると、それだけで中国人労働者を殴ったり、さらには機嫌が悪いということで殴るなどの暴行を加えている。

中国人労働者は、いずれも賃金の支払を受けていない。報告書の集計によると、終戦前の三菱崎戸における経費の欄の中に「賃金」として134万6098円が計上されているが、かかる金額は中国人労働者に対して全く支給されておらず、虚偽も甚だしい。

イ 三菱高島（ト■■■■，ト■■■■，劉■■■■，李■■■■）

崎戸と同様に、基本的には2交代制で、朝方、夜方に分かれて労働時間は12時間で、朝は日が昇ってから沈むころまで、夜はその逆の時間帯であった。1週間のシフトで朝と夜が交代となったが、休みは全くなかった。ただし、劉■■■■は、日本人と共同の作業に従事していたこともあって、8時間労働であった。起床時と就寝時の2回点呼があった。死者が出るほどの落盤事故はなかったが、病気や栄養失調でなくなっていく人はおり、

事業場全体では205人中15人の中国人が死亡している。ちなみに、李■■■■と同じ村の出身者が、病院に行ったときに病院に落ちていたミカンを食べた食中毒で死亡している。このようなことにも栄養状態の悪さが出ている。高島でも、日本人の監督や他の日本人から、中国人が日本語の意味を解さず、頼まれたことが分からなかったり間違えたりすると、それだけで中国人労働者は殴られたり、さらには機嫌が悪いということで殴られるなどの暴行を加えられている。劉■■■■は、門の出入りの際に中国人を使って門を開け閉めさせていた日本人に対して「バカヤロウ」と言っただけで殴られている。劉■■■■は、このことがあって自殺を考え実行しようとしている。このような事実は、自殺を考えるほどの厳しい労働実態の下に中国人労働者がおかれていたことを示している。

中国人労働者は、いずれも賃金の支払を受けていない。報告書の集計によると、終戦前の三菱高島における経費の欄の中に「賃金」として90万4175円が計上されているが、かかる金額は中国人労働者に対して全く支給されておらず、虚偽も甚だしい。

(6) 事業場における食事

ア 三菱崎戸(温■■■■, 呂■■■■, 張■■■■, 谷■■■■)

食事は、朝晩はマントウが1, 2個しか出なかった。昼はマントウ2個と竹で作った水筒に水を入れて、それを持参して坑道の中で食事を取った。1日の食事を1食で食べても足りないほどだった。マントウではなくお粥のようなご飯が1杯の時もあった。おかずは漬け物だけで、小魚が時々出た。あまりに粗末な食事であったため、中国人労働者は海岸でのりや海草を拾って食べたり、草を取ったりして食べていた。食糧事情が以上のようなものであったため、1人の中国人が日本人のものを盗んで食べたことがあった。このことで、温■■■■も含めて30人ほどの中国人が暴行を受け、手を前に差し出して上体を前に折り曲げ、背中と腰に石を乗せて1時間ほ

どその姿勢でいることを強いられたり、井戸に頭を突っ込まれて意識を失うまで痛めつけられ、その上翌日に1食分を抜かされたという事件もあった。このような事件があるほどに、中国人労働者たちは、毎日ひもじい思いをしていたということである。

受入直後と終戦直前の崎戸における1人1日平均の栄養摂取量と米麦雑穀類の支給量は、事業場からの報告によれば、下表のとおりとなっている。

しかし、崎戸事業場からの報告は、受入直後と終戦直前が全く一緒であり、その数字には信憑性はないし、原告らの供述している内容とかけ離れたものであって、真実と異なるものである。

イ 三菱高島（ト■■■■，ト■■■■，劉■■■■，李■■■■）

食事は、主としてマントウであり、朝2個、昼1個、夜1個で、夜の仕事の時には、夜1個、夜中に2個、朝に1個というものであった。漬け物の付くときがあり、ごくたまに魚の出るときもあった。その量たるや「1日の分量を1食で食べてもとても足りない量」であった。あまりに食事が少なく空腹で、風呂に入ったときに風呂の中で意識を失う者もいたほどである。

受入直後と終戦直前の高島における1人1日平均の栄養摂取量と米麦雑穀類の支給量に関する高島事業場からの報告は、1944年の受入直後より1945年の終戦直前の方が全般的に数値が上がっており、戦争が終わるころの日本全体の窮乏状況にかんがみると、到底その数字には信憑性はない。原告らの供述している内容と異なり真実とかけ離れたものといわざるを得ない。

(7) 事業場における衣服その他の衛生条件

ア 三菱崎戸（温■■■■，呂■■■■，張■■■■，谷■■■■）

中国人労働者は、塘沽で仕事着1式と足袋1つそして布団が1つ支給され、これをずっと使い続けさせられた。足袋は数か月で使えなくなってし

まったので、中国人労働者は、その後は厚めで丈夫な紙を足にくくりつけて代替していた。寮となった建物には、暖房設備もなかった。風呂は寮にはなかったものの、炭坑を出たところには風呂があり、この風呂には入ることができた。医者が島にいて、下痢や風邪の時には診察を受けることができたが、過酷な労働と栄養失調のため、多くの中国人労働者が亡くなった。また、坑道の中に水が出て、長時間水に浸かりながら働いていた中国人労働者の中には、谷■■■■も含め関節を痛める者もあった。長崎刑務所浦上支部で死亡した27人を除いても36人が事業場で死亡している。

なお、外務省報告書の表をみると、崎戸では伝染病疾患として結核性疾患6（全員死亡）、疥癬222、呼吸器病231、消化器病356、脳神経系29、潰瘍膿瘍蜂窩組炎321、眼病116等合計1419の疾病数が計上されている。中国人労働者が医師にかかることを控えていたことや、一般に事業場報告書が事業者側に不利にならないように報告されている実態にかんがみると、かかる数値は崎戸における衛生状態が極めて不良であったことを示している。

イ 三菱高島（ト■■■■，ト■■■■，劉■■■■，李■■■■）

中国人労働者は、塘沽で仕事着1式と布団が1つ支給され、これをずっと使い続けさせられた。足袋は数か月で使えなくなってしまったので、中国人労働者は、その後は厚めで丈夫な紙を足にくくりつけて代替していた。また、1944年10月ころには袖無し半纏が、中国人労働者に支給された。崎戸同様に、寮となった建物には、暖房設備もなかった。風呂は寮にはなかったものの、炭坑を出たところには風呂があり、この風呂には入ることができた。医者は炭坑の現場にはいなかった。島の中に医者がおり、この医者にかかること自体は可能であったが、実際には仕事を休むとマントウが半分に減らされるので事実上休むことはできないという状態であった。

事業場において15人が病気や栄養失調によって死亡している。崎戸と同様に外務省報告書「事業場別病類別罹患死亡数」の表をみると、結核性疾患3、呼吸器病54、消化器病69、潰瘍膿瘍蜂窩組炎55、眼病79等合計389の疾病数が計上されている。崎戸に比べれば数は少ないものの、中国人労働者の数が半分以下であることなども考慮すれば、高島においても衛生・健康管理状態は不良であったといわざるを得ない。

(8) 帰国

ア 三菱崎戸(温■■■, 呂■■■, 張■■■, 谷■■■)

原告らは、終戦後仕事をすることなく待機し、送還は1945年11月20日ころから始まっている。原告らは、崎戸から佐世保に移り、1週間ほどしてから、佐世保から塘沽に船で渡り、そして多くのものは天津を通過して自分の家に帰っている。この帰国の船の中でふるさとへの思いを胸に抱きながら、2名が無念の死を遂げている。

イ 三菱高島(ト■■■, ト■■■, 劉■■■, 李■■■)

高島からは帰国送還時に188人が船に乗せられている。帰国の経路は崎戸の中国人労働者と同様である。

9 原告李■■■, 同宋■■■, 同許■■■, 同何■■■, 同李■■■, 同李■■■, 同王■■■
■■■ 同褚■■■の被害事実(被告株式会社間組関係)

(1) 拉致・監禁

ア 原告李■■■(リ■■■)

原告李■■■(以下「李■■■」という。)は、1926年生まれで、強制連行された当時17歳で、河北省廊坊市安次区仇庄郷小麻庄に、両親と兄弟5人、そして叔母の9人で居住し、当時天津で医療機関からの手紙を村民に届けるという内容の業務に従事していた。

李■■■は、1942年3月ころ、当時の日本軍によって身柄を拘束された。李■■■は、病院などの医療機関からの手紙を配達する仕事に従事して

いたところ、突然数人の日本軍に銃剣を突き付けられ、後ろ手に手錠をかけられたままトラックに乗せられ、塘沽にある収容所に連行され、塘沽の収容所では丸太を組んだ小さな小屋に収容された。ここでは、食事もろくに支給されず、衛生状態も極めて劣悪で、多くの病死者が出た。李万忠は、収容所では鉄道の修理、弾薬の入った箱の運搬などの労働に従事させられた。冬は極めて寒く、ここで凍死する者も出るほどであった。その後、李■■■■は、1944年初頭に船に乗せられ日本の下関に連行され、下関からさらに汽車に乗せられ、被告間組の管理する利根川事業場に連行された。

イ 原告宋■■■■(ソン■■■■)

原告宋■■■■(以下「宋■■■■」という。)は、1921年8月29日生まれで、強制連行された当時、父と兄弟4人の6人で居住していた。

宋■■■■は、1943年3月ころ天津にある絨緞の織物工場で働いていたが、その工場が倒産し、工場の責任者である日本人から別の仕事を世話するとの話を持ちかけられたところ、トラックに乗せられ西苑(シーエン)にある収容所に連行された。西苑の収容所には高い壁が張りめぐらされ、壁には電流が流れている有刺鉄線が設置され、逃亡できないような設備があった。宋■■■■は、その収容所で中国人の捕虜の死体や病死した人の死体を埋める作業に従事させられた。冬の寒さは極めて厳しく凍死する者が続出した。宋■■■■は、1944年2月ころには塘沽の収容所に移され、ここで約1か月間船を待ち、船が到着するとそれに乗せられて日本の下関に連行され、そこから間組の管理する利根川事業場に連行された。

ウ 原告許■■■■(シィ■■■■)

原告許■■■■(以下「許■■■■」という。)は、1920年生まれで、強制連行された当時23歳で、妻、両親、姉2人と弟1人の7人で居住していた。

許■■■■が身柄を拘束されたのは、1943年1月ころであった。許■■■■

は、清河(チンコウ)で布などを売る露天商の仕事をしていたところ、突然数人の日本軍人に身柄を拘束され、宋■■■■と同じ西苑の収容所に連行され、その後、1943年4月に塘沽の収容所に移動され、そこから船で日本の下関に連行され、やはり利根川事業場に連行された。

エ 原告何■■■■(フ■■■■)

原告何■■■■(以下「何■■■■」という。)は、1919年8月16日生まれで、強制連行された当時、河北省永清県別寸庄鎮老幼屯村に、妻、長男及び両親、そして本人の5人で居住していた。

何■■■■は、1943年3月か4月ころ、当時居住していた村から20キロ程離れた町の市場に子豚を売りに出かけたところ、突然日本軍に銃剣を突き付けられ、身柄を拘束され、トラックに乗せられて収容所に入れられ、1か月ほど経ってから船に乗せられ、下関に到着し、そこから汽車で利根川事業場に連行された。

オ 原告李■■■■(リ■■■■)

原告李■■■■(以下「李■■■■」という。)は、強制連行された当時12歳で、河北省永清県別古庄前劉武營村に、両親、姉と妹の5人で居住していた。

李■■■■は、1943年3月か4月ころ、父親とともに外出したところ、20人から30人の銃剣を所持した日本軍人に捕らえられて連行された。李■■■■が連行されたのは西苑の収容所であった。この収容所は、常時日本軍が監視しており、周囲には高圧電流が流れ、中国人らの逃亡を防止していた。李■■■■は、この収容所に9か月間収容されたが、その間、食事は、コーリャンを夏に1日3回、冬は1日2回支給されただけで、服や靴の支給はなされず、風呂にも入れてはもらえなかった。この収容所で身体検査が行われ、健康体の者は塘沽の収容所に連行された。李■■■■も健康体の者として塘沽に送られた。李■■■■は、塘沽の収容所に3日間収容された後、

船に乗せられ下関に上陸した。

カ 原告李■■■■(リ■■■■)

原告李■■■■(以下「李■■■■」という。)は、強制連行された当時、妻、両親、妹3人、弟1人の8人で居住しており、農業を営んでいた。

李■■■■は、自宅から定期市へ買物に出かけたとき、100人もの日本軍人により市が包囲され、その中にいた李■■■■を含む20人ほどの中国人が身柄を拘束され、そのまま西苑の収容所に連行された。西苑の収容所の状況は前記のとおりであり、李■■■■は、ここから塘沽の収容所に連行され、3日間収容された後、船に乗せられて下関に上陸した。

キ 原告王■■■■(ワン■■■■)

原告王■■■■(以下「王■■■■」という。)は、1925年5月18日生まれで、当時河北省永清県で農業を営んでいた。

王■■■■は、隣村の自由市場に出かけたところ、その村が日本軍に包囲され、村民の中から王■■■■を含む若い男性ばかり200人以上が日本軍によって身柄を拘束され、軍用トラック10台ほどに乗せられ、西苑の収容所に連行された。西苑の収容所には600人以上の中国人が日本軍の監視の下に収容されていた。王■■■■は、この収容所に1か月ほど収容された後、塘沽の収容所に連行され、船に乗せられて下関に上陸した。

ク 原告褚■■■■(チウ■■■■)

原告褚■■■■(以下「褚■■■■」という。)は、1926年5月26日(陰暦)生まれで、強制連行された当時17歳で、河北省永清県に、両親、弟、妹の5人で居住していた。一家は農業を営みながら生計を立てていた。

褚■■■■は、1943年ころ、八路軍や国民党軍を排除するため褚■■■■の居住する村が焼き討ちされた際、日本軍に捕らえられ、西苑の収容所に連行され、そこから塘沽の収容所に送られ、船で下関に上陸した。

(2) 事業場への連行

ア 塘沽の収容所に連行された原告らは、そこから大きな貨物船に乗せられて日本に向かった。1隻の船に300名ないし400名の中国人が詰め込まれた。原告らは、船の一番底の船倉に詰め込まれ、そこに座らされたままの状態に輸送された。船中の食事は、糠の団子を1日2食支給されただけであり、日本に到着するまでの間にこれだけの食物で体力を維持することは不可能であった。衛生状態も悪く、原告らの身体中にシラミが湧いていた。こうした衛生状態及び食糧状態の劣悪さから、船中で病気になる者さらには死亡する者が出た。しかし、病人に対しても、何らの処置を施すでもなくそのまま放置された。また死亡者については死体を船上から海の中に放り投げて処理していた。

なお、事業場報告書によれば、「船舶輸送は長時日を要したる為極度の疲労を来し、在華中の栄養失調及び疾病により死亡者第一回第二回共各一名を出したり。其の他出港直後逃亡を企て海中に飛び入りたる者一名ありたる…」と記載されている。しかし、前記した衛生状態及び食糧状態の劣悪さからすれば、日本に向かう船中で、中国人労働者の肉体は著しく衰弱していったことは確実であり、また、見知らぬ日本への連行による不安と絶望は、一層心身を衰弱させていったのである。

イ 原告らは、出港後6日目ないし7日目に日本の下関港に到着した。塘沽の出港日は、李■■■、李■■■、李■■■、王■■■及び褚■■■が1944年4月22日、宋■■■、許■■■及び何■■■が同月28日であり、下関に上陸したのは、李■■■が1944年4月28日、宋■■■、許■■■及び何■■■が同年5月5日である。

上陸した後、原告らは、風呂に入れられ、身体中の消毒をするなどの検疫が行われ、その後1人1人尋問を受けた。その後、原告らは、下関から汽車に乗せられ、群馬県の利根川事業場に連行された。事業場に到着したのは、李■■■が1944年4月30日、宋■■■、許■■■及び何■■■が同年

5月8日である。原告らは、利根川事業場での作業の後、1945年3月1日に同じく被告間組の後閑事業場に移動され労働させられた。

(3) 事業場での仕事の内容

中国人労働者が強制労働させられた最初の事業場は、群馬県利根郡桃野村月夜野277所在(当時の所在地)の被告間組の事業場である。事業場に到着後、中国人労働者は、大隊、中隊及び班に分けられ、各作業場に配置され、中国人労働者は、班ごとに労働に従事させられた。各中国人労働者には、番号が付けられ、番号で呼ばれていた。李■■■は101番、宋■■■は529番、許■■■は522番の胸票番号がつけられていた。

中国人労働者は、被告間組が請け負った墜道工事、すなわち水力発電所建設のための墜道を作る仕事に従事させられていた。つまり岩を削り、削り取った岩をトロッコで運搬する仕事であった。

(4) 事業場での住環境

中国人労働者の宿舎は、木造1階建ての小さな小屋で、長屋のような作りになっていた。床は木の板が敷かれその上に紙がかぶせてあった。振り分けられた作業場によって人数が異なっていたため、宿舎として用意された小屋は、2棟である作業場と5棟である作業場とがあり、小屋の大きさも、作業場によって異なっていた。中国人労働者は、その宿舎1棟につき40名ないし80名程収容され、寝具も支給されなかった。宿舎に設備らしい設備は一切なかった。中国人労働者は、小さな小屋に何十人も詰め込まれていたもので、横になって寝ることができず、膝を曲げて寝るしかなかった。また小屋そのものの建て付けも非常に劣悪で、屋根は板が1枚渡してあるだけで、雨が降ると雨漏りが激しく、昼間は屋根から日差しが当たり、冬に雪が降ると小屋の中に雪が舞い落ちるといった状況であった。中国人労働者は、服の支給も寝具の支給もなかったため、冬は収容者全員で身を寄せ合ってお互いの体温で暖めあいながら寝るといった状況であった。宿舎の外には、常時看守がおり、

外に巡査が数人常駐し、中国人労働者を監視していた。

(5) 事業場での労働条件

中国人労働者の労働は、昼夜の2交替制であり、12時間という長時間労働を強制されていた。昼間の作業は、夜が明けない暗いうちから起床させられ、日が暮れて暗くなるまで労働を強いられた。仕事にはノルマが課せられ、それが達成できないと、中国人労働者は、暴力による制裁を加えられ、終わるまで働かされた。中国人労働者は、休憩することも一切許されず、疲労で休憩しようとした者に対しては、同じく暴力による制裁が加えられた。李■■■は、高熱を出し作業を休ませて欲しいと願い出たことがあったが、これに対して、日本人は、暴力を振るい、無理やり作業させるなどの制裁を加えた。こうした日本人による暴力的制裁は、日常茶飯事であった。仕事に従事する際、起床が少しでも遅れると暴力による制裁が加えられ、また、仕事に従事する前に中国人たちを整列させ、その際、特に原因がなくても中国人労働者を殴るなどの暴力が横行していた。作業中においても日本人による暴力は日常的に存在していた。日本人は、トロッコを押しながら作業している中国人労働者に対して、「歩くのが遅い」といっては暴力を振るっていた。中国人労働者は、私語をすれば当然のように殴られたし、日本語を解しないというだけで暴力を振るわれた。李■■■は、日本人から「川から水をくんで風呂を炊け」と命じられた。もちろんこの場合の風呂は日本人が使用するものである。日本語を解しなかった李■■■は、何を命じられているのかわからず、ちゅうちょしていると、それだけで殴るけるの暴力を受けた。

落盤事故や労働災害も後を絶たなかった。砕いた岩石が足下に落下したり、トロッコが足にぶつかって骨折などの傷害が多数起きた。宋■■■も、落盤事故により足に傷害を負い、その際、休憩を申し出たところ拒否され、さらに棒で傷口を殴るなどの暴行を受け、それにより傷口は大きく腫れ上がった。それ以上休憩を懇願すればさらに暴力を加えられると考えた宋■■■は、仕方

なしに痛む足を引きずりながら作業を続行したのである。

中国人労働者の中には、極度の栄養失調や酷使、そして暴力による虐待に耐えられず、嚴重な監視をかい潜って逃亡を企てる者がいた。しかし、そうした企てはことごとく失敗に終わり、逃亡した者はすぐに日本人の手によって捕らえられた。逃亡を企てて捕らえられた中国人労働者は、手を後ろ手に縛られ、石を背中に背負わせて山から降ろされ、作業場にいる中国人労働者の前で虐殺された。原告らも、当然のことながらできれば作業場から逃亡したいと考えていたし、実際に仲間と逃亡の企てを話し合ったこともあった。しかし逃亡して捕らえられ虐殺されるという光景を目の当たりにした原告らを含む他の中国人労働者たちは、とても逃げる気持ちにはなれなかったのである。

(6) 事業場における食事

食事の量は非常に少なく、1日3食あったものの、食事の内容は、コウリヤンと糠で作ったマントウを1食につき2個支給されただけであった。1日中肉体労働に従事する中国人労働者にとっては、あまりにも少量であり、飢えをしのぐために、中国人労働者は、外に生えている雑草などを食べながら少量の食事を補充していた。当然、ほとんどの中国人労働者が、栄養失調の状態であり、また支給される食糧の質の劣悪さから、消化不良や下痢で苦しむ者が続出していた。水の支給は一切なく、中国人労働者は、のどの渇きを雨水や作業場に流れてくる水を手ですくって飲むことにより癒していた。中国人労働者の食糧が幾分良くなったのは、日本の敗戦後であった。

(7) 事業場における衣服その他の衛生条件

中国人労働者がもともと着用していた服は、日本に到着するころには既にぼろぼろになり、着用できる状態ではなかった。事業場に到着してからは、各人に1枚ずつ桑の木の皮で作った「服」が支給された。何も着用するものがなかった中国人労働者は、これを直接地肌に着用するしかなかったが、木

の皮で作ったものであるから、身体に皮が刺さり、とても「被服」とは言えないような代物であった。しかも結局、それはせいぜい5か月程度しかもたなかった。布製の服は一切支給されず、夏に褌が1枚支給されたただけであった。木の皮で作られた服が着られなくなると、中国人労働者は、事業場に落ちている紙や麻袋を各自が拾い、その紙に穴をあけて首、両手、両足が出せるように自分たちで作し、それを着用していた。

衛生環境も極めて劣悪であった。中国人労働者は、前記のような労働内容であるから毎日汗まみれになって労働に従事していたが、入浴は一度も許されなかった。中国人労働者は、作業場の中に水が流れているところを探し、そこで顔を洗い、時に身体を洗い、同時に水分を補給していた。飢えによりやせ細った身体にはノミやシラミが沸き、皮膚病に罹患する者が続出した。中国人労働者に対する医療体制は全くなかった。それどころか、けが人や病気の者に対しても療養の時間は全く与えられず、むしろ、日本人は、これらの者に対し、暴力を振るい無理やり作業に従事させていたほどである。

以上のような劣悪な環境の下での作業であったため、当然のことながら負傷者や災害又は病気よる死者は続出した。事業場報告書によれば、作業に従事時の死者5名、負傷者221名、病死者42名(内6名は輸送途中に死亡)にも上っている。

(8) 後閑事業場への移動

中国人労働者は、利根川事業場での墜道工事が完成すると、1945年3月1日、利根川事業場に隣接する後閑事業場に転入させられた。後閑事業場における労働内容は、飛行機建設のための地下工場を建設するものであった。この事業場での労働も、宿舎、被服、食糧、衛生環境等利根川事業場での労働について前記したと同様過酷なものであった。

(9) 帰国

原告らは、後閑事業場で終戦を迎え、昭和20年11月27日、上越線沼

田駅から列車に乗せられ、福岡県博多港まで輸送され、そこから船で青島まで輸送された。